

商法モデル案について

総論

ア 法律基本科目としての商法

商法は、会社法、商法総則・商行為、手形・小切手法などを包含する法分野と理解されているが、会社法が商法典から分離された現在、これらをまとめて1つの科目とする必然性、合理性は必ずしもない。

法科大学院のコアカリキュラムの策定にあたっては、従来商法として学習されてきた法分野のうち、何がコアカリキュラムとして適切かがまず検討されるべきである。

イ 会社法のコアカリキュラムについて

会社法は、民事法の1つとして位置づけられているが、新規立法によりその性格は、企業の活性化を目的とする政策的な法律としての特色を強めた。また条文数も著しく増え、複雑で技術的な法律となっている。一方、法科大学院の教育において、会社法を中心とする商法には、それほど多くの授業時間(単位数)が用意されていない。法律基本科目の学習が、法的思考の基礎を身に付けるものであるとすれば、法科大学院教育において会社法全体を万遍なく学習させることは現実的ではない。会社法全般にわたり、民法などの科目と同様な理解を求めると、法律基本科目学習全体のバランスを乱すことにもなりかねない。

この点、コアカリキュラム案は、会社法全般にわたり、詳細に学習事項を列挙しているが、法科大学院で学習可能なコアカリキュラムとしては適当ではない。

法科大学院における会社法の学習は、民法と対比して、組織法としての会社法の特質を概括的に学ぶことで十分ではないかと考える。会社法は先端的な法律で、今後も短期間で改正される可能性があるため、学生は基本的な知識を身に付けておけば、実務についた後に対応することができる。

株式会社の特質は、株式・株主という単位で、組織が構成され、それが株主総会などの機関により運営されることである。したがって、会社法学習のコアは、コアカリキュラム案の項目番号に従

えば3-2(株式)と3-4(機関)である。限られた時間での会社法学習の範囲は、この分野を中心になされば良いと思われる。3-5(計算)、3-6(設立・定款変更)、3-7(事業譲渡・組織再編)、3-8(解散・清算)は、もちろん理解されるべき分野ではあるが、コアカリキュラムという観点からは、上記2分野に比べ比重は下がる。これらの分野では基本的な事項・概念を知っている程度で良いのであり、学生全員が必ず修得しなければならない事項は限定される。

また、1(会社概念と会社法制)、2(総則・登記)は、民法、商法総則と重複する分野であるので、これらの分野との調整を図りつつ、コアカリキュラムにおける位置づけを検討すべきである。

各論(第一編会社法)

個別項目に対する意見は、以下のとおりである。なお、補足事項については、各検討項目の下に括弧書きにて記述している。

第1章 会社の概念と会社法制

1-1 会社の意義と種類

—会社が法人であることを理解し、法人格の意義について説明できる。—

(民法における理解で十分である。)

—法人格否認の法理の意義とその実体法上の効果について説明できる。—

(次項目で足りる。)

最高裁判所が、当該事件の解決のために会社の法人格を否認することができる場合として例示する事例を挙げて、それぞれを具体的に説明できる。

—定款所定の目的により会社の権利能力が制限されることを説明できる。—

—会社が社団であることを説明できる。—

(民法における理解で十分である。)

—会社が「営利法人」であることを、商人であるための要件である「営利性」と対比して説明できる。—

(理論的に難しく、民法及び会社法105条の理解で足りる。)

会社法105条2項において、株主に、剰余金の配当を受ける権利と残余財産の分配を受ける権利の全部を与えない旨の定款の定めは、その効力を有しないとされている理由について、説明できる理解している。

会社法における4種類の会社の特徴について簡単な説明ができる。

合名会社、合資会社、合同会社における、社員が会社債権者に対して負う責任の性質の違い(無限か有限か)について、説明できる。

株主が会社債権者に対して負う責任の性質について説明できる理解している。

会社の業務執行に関する株主・社員の関与について、株式会社と持分会社を比較できる。

~~一定款変更・組織再編など会社の基礎的変更に関する事項の決定方法について、株式会社と持分会社を比較できる。~~

(4種の会社の特徴の範疇に入るとともに、事案において確認できれば支障はない。)

~~株式・持分の譲渡、株主・社員が会社に出資した財産の払戻し、および退社による持分の払戻しに関する会社法の規律について、株式会社、合名会社、合資会社および合同会社を比較できる。~~

(4種の会社の特徴の範疇に入るとともに、それを理解していれば、条文を確認すべきことがわかっていればよい。)

~~会社が商法4条1項の商人となることを説明できる。~~

1 - 2 会社法の目的および主要な用語の定義等

~~会社法の規制の目的について説明することができる。~~

(常に意識すべき視点ではあるが、理論的に難しすぎる。)

親会社と子会社の定義について条文に則して説明できる

公開会社の定義について条文に則して説明できる。

公開会社であることが、会社法の規制においてどのような意味を持つかを条文に則して説明できる。

大会社の定義について説明できる。

大会社であることが、会社法の規制においてどのような意味を持つかを条文に則して説明できる。

~~会社法は、公開会社でも大会社でもなく、株主総会と取締役の~~

みの機関構成の会社を、株式会社の原則形態とする条文構造になっていることを理解している。

会社の公告方法について説明できる理解している。

(社会生活において広告の実物に触れていれば、説明まで要求する必要はない。)

電子公告とはどのようなものかについて説明できる理解している。

外国会社の定義について説明できる理解している。

第2章 総則・登記

2 - 1 会社の商号

商号の意義について説明できる理解している。

~~商号権の意義について説明できる。~~

(商号の意義の理解の一部で足りる。)

~~商号単一の原則について、個人商人と会社との違いを説明できる。~~

(商号の意義の理解の一部で足りる。)

~~商号選定自由主義の意義とその例外について説明できる。~~

(商号の意義の理解の一部で足りる。)

~~会社は、その種類に従い、それぞれの商号中に株式会社、合名会社、合資会社または合同会社という文字を用いなければならない、その商号中に他の種類の会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないとされている理由を説明できる。~~

(商号の意義の理解の一部で足りる。)

~~会社でない者は、その名称または商号中に、会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないとされている理由を説明できる。~~

会社法8条において、不正の目的による他の会社であると誤認されるおそれのある名称または商号の使用の禁止が定められている趣旨について説明できる。

~~会社法8条における、「不正の目的」の意味について説明できる。~~

(会社法8条の趣旨の理解と分離する必要がない。)

不正の目的をもってする他の会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号の使用によって、営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある会社が、当該名称・商号を使用する者に対し

て講じることができる措置について、条文に則して説明できる。

—商号の保護のため、会社法のほか不正競争防止法が設けている規定の概要を理解できる。—

(前項の理解で十分である。)

—自己の商号を使用して事業または営業を行うことを他人に許諾した会社の責任(いわゆる「名板貸人の責任」)について、その趣旨と責任の成立要件および効果を説明できる。—

—会社がその商号を使用して事業または営業を行うことを他人に許諾した場合において、当該他人が当該事業または営業に関連して手形行為を行ったとき、その手形上の債務について会社が名板貸人の責任を負うか否かについて、説明できる。—

(名板貸人の責任の理解と分離する必要がない。)

—会社がその商号を使用して事業または営業を行うことを他人に許諾した場合において、当該他人がその事業または営業については許諾された商号を使用しなかったが、その事業または営業の範囲内と認められる行為のために、当該商号を使って手形行為をしたとき、会社はその手形上の債務につき名板貸人としての責任を負うか否かに関する判例・学説の状況について、説明できる。—

(名板貸人の責任の理解と分離する必要がない。)

—会社が、事業または営業をすることについてではなく、手形行為をすることのみについてその商号を使用することを他人許諾した場合において、その商号を使用して当該他人が手形行為をしたとき、会社はその手形上の債務につき名板貸人としての責任を負うか否かに関する判例・学説の状況について、説明できる。—

(名板貸人の責任の理解と分離する必要がない。)

—__最高裁判所の判例において、名板貸人の責任に関する会社法9条が類推適用されるものとされた事例(被許諾者が名称使用許諾者の名称を使用して営業を営まずに手形行為についてのみ当該名称を使用。スーパーマーケットのテナント店の営業主体の誤認)について、説明することができる。—

(名板貸人の責任の理解の一環として、かかる最判を説明することができれば十分である。)

2 - 2 会社の使用人

—会社法総則に規定されている「会社の使用人」(会社法10条から15条まで)は、会社と雇用関係にある者のうち、対外的な代理権を有する者に関する代理権の範囲を中心に規定されている理由について説明できる。—

支配人制度の趣旨について説明できる理解している。

—支配人の選任およびその代理権の消滅を登記しなければならない理由について説明できる。—

—支配人の意義に関する学説の状況を説明できる。—

(支配人制度の趣旨の理解と分離する必要がない。)

—株式会社における支配人の選任・解任の手続について説明できる。—

(支配人制度の趣旨の理解と分離する必要がない。)

支配人の代理権の範囲について条文に即して説明できる。

—支配人の代理権の範囲が、それが置かれた本店または支店の事業の範囲により画されることを理解できる。—

(支配人制度の趣旨の理解と分離する必要がない。)

—会社が支配人の代理権に加えた制限を第三者に対抗することができないのは、どのような場合か説明できる。—

—支配人が会社の許可がなければ行えない行為を列挙することができる。—

(支配人制度の趣旨の理解と分離する必要がない。)

—支配人について会社法12条1項に列挙されている競業等の禁止の内容が、代理商や株式会社の取締役の競業避止義務の内容と異なっている理由について、説明できる。—

—支配人が会社の許可なく会社の事業の部類に属する取引を行った場合の会社に対する損害賠償責任について、会社法12条2項において支配人または第三者が得た利益の額を会社に生じた損害の額と推定する規定が置かれている理由について、説明できる。—

(会社法12条の条文構造全体を理解すれば足りる。)

表見支配人制度の趣旨について説明できる理解している。

—表見支配人制度が適用されるための要件について、説明できる。—

(表見支配人制度の趣旨と分離して理解する必要がない。)

—会社法13条にいう「本店又は支店」の意義について説明できる。—

—会社法13条にいう「事業の主任者であることを示す名称」とはなにかを、具体例を挙げて説明できる。—

—会社法13条にいう「名称を付した」とは、会社が名称を明示的に付与した場合だけでなく、使用人が「事業の主任者であることを示す名称」を自称しているのを会社が黙認する場合も含まれること、およびその理由を理解できる。—

—表見支配人制度が適用されるための「事業に関する行為」に該当するか否かを判断する基準について、最高裁判所の判例の立場を説明できる。—

(表見支配人制度の趣旨と分離して理解する必要がない。)

—手形行為に関して表見支配人制度が適用される相手方の範囲について、最高裁判所の判例の立場を説明できる。—

(表見支配人制度の趣旨と分離して理解する必要がない。)

—会社法14条1項の「ある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人」の代理権の範囲について、支配人の代理権と対比しつつ、説明できる。—

(特定委任の使用人についての趣旨と条文理解で十分。)

—会社法14条1項の「ある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人」であるためには、会社からどのような行為について委任を受けたことが必要かについて、説明できる。—

—会社が、会社法14条1項の「ある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人」の代理権について制限を加えた場合に、当該使用人が代理権を制限された行為を会社を代理して行ったとき、行為の相手方である第三者はどのように保護されるかを説明できる。—

(特定委任の使用人についての趣旨と条文理解で十分。)

—会社の使用人による代理権の濫用とはどのようなものか、具体例を挙げて説明するとともに、代理権濫用行為につき本人(会社)が責任を負うかどうかに関する最高裁判所の判例の立場について説明できる。—

(特定委任の使用人についての趣旨と条文理解で十分。)

—物品の販売等を目的とする店舗の使用人の代理権の範囲について説明できる。—

(特定委任の使用人についての趣旨と条文理解で十分。)

2 - 3 会社の代理商

代理商の意義について説明できる理解している。

(制度・条文の存在を理解し、できれば具体例を挙げられる程度で十分である。)

—「会社の使用人」と「会社の代理商」の異同について説明できる。—

—媒介代理商と仲立人の異同について説明できる。—

—締約代理商と問屋その他の取次商の異同について説明できる。—

—「会社の代理商」に関する規定が、会社法総則に置かれている理由について説明できる。—

—代理商の通知義務について、受任者の報告義務(民法645条)との違いに留意しつつ、説明できる。—

—代理商が会社の許可がなければ行えない行為を列挙することができる。—

—会社の代理商について会社法17条1項に列挙されている競業等の禁止の内容が、会社法23条1項に列挙されている支配人の競業等の禁止の内容と異なっている理由について、説明できる。—

—代理商の留置権については、民法295条1項と異なり、被担保債権が留置の目的物に関して生じたものであること(被担保債権と留置の目的物との間に牽連性があること)を要しない理由について説明できる。—

—代理商の留置権が生じるための要件について、商人間の留置権(商法521条)の要件と対比させながら説明できる。—

—代理商の留置権の効力について説明できる。—

—物品の販売又はその媒介の委託を受けた代理商が、商法526条2項の通知その他の売買に関する通知を受ける権限を有するものとされている趣旨について、説明できる。—

—契約期間の定めのない代理商契約の当事者は、契約を解除しようとするときは、原則として、2ヶ月前に予告をしなければならないとされている理由について説明できる。—

2 - 4 事業譲渡

会社法が用いる「事業」という文言には、主観的意義の事業(事業活動)を指す場合と客観的意義の事業(事業財産)を指す場合があることを、具体的に条文を示して、説明できる。理解している。—

会社法総則における「事業譲渡」の意義について説明できる。理解している。

—会社法総則における「事業譲渡」の意義と会社法第二編第七章の「事業譲渡」の意義に関する、最高裁判所の判例および学説の状況について、説明できる。—

(事業譲渡の意義の理解の一部である。)

事業譲渡の対象となる事業を構成する権利義務の承継(特定承継)について、会社の合併における権利義務の一般承継(包括承継)と対比しつつ、条文に即して説明できる。

事業の譲渡会社が競業を禁止される理由について説明できる。

—事業の譲渡会社の競業禁止の範囲を特約で拡大・縮小できること、およびその限度について、説明できる。—

(事業譲渡の意義(中の効果)の一部である。)

—会社法21条3項の「不正の競争の目的」の意味について説明できる。—

事業の譲渡会社が譲渡会社の商号を引き続き使用する場合に、譲受会社も譲渡会社の事業によって生じた債務を弁済しなければならないとされる理由について、説明できる。

会社法22条1項における、譲受会社が「譲渡会社の商号を引き続き使用する場合」に該当する例と該当しない例を具体的に挙げることができる。

(記憶ではなく、条文の趣旨から具体例を考えられることが必要。)

—事業の譲受会社が商号以外の名称(ゴルフクラブ名など)を引き続き使用する場合に会社法22条1項が類推適用されるか否かに関する、最高裁判所の判例および学説の状況について、説明できる。—

(必ずしも最判を知っている必要はなく、商号の問題として総合的に基本を理解することで足りる。)

—事業の現物出資を受けた会社が現物出資を行った会社の商号を引き続き使用する場合における会社法22条1項の類推適用の可否に関する、最高裁判所の判例の立場について説明できる。—

(必ずしも最判を知っている必要はなく、商号の問題として総合的に基本を理解することで足りる。)

—会社分割の承継会社または設立会社が分割会社の商号を引き続き使用する場合における会社法22条1項の類推適用の可否に関する、

最高裁判所の判例の立場について説明できる。—

(必ずしも最判を知っている必要はなく、商号の問題として総合的に基本を理解することで足りる。)

—事業の譲受会社が譲渡会社の商号を引き続き使用する場合に、譲受会社が譲渡会社の事業によって生じた債務の弁済責任を負わないようにするにはどうすればよいかを説明できる。—

(分離論点にせず、事業譲渡の効果としての総合把握が必要。)

—事業の譲受会社が譲渡会社の商号を引き続き使用する場合に、譲渡会社の事業によって生じた債権につき譲受会社にした弁済の効力について、説明できる。—

(分離論点にせず、事業譲渡の効果としての総合把握が必要。)

—事業の譲受会社が譲渡会社の商号を引き続き使用しない場合であっても、譲渡会社の事業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡会社の債権者に対し弁済責任を負うものとされる理由について説明できる。—

(分離論点にせず、事業譲渡の効果としての総合把握が必要。)

—会社法23条1項の「債務を引き受ける旨の広告」に該当する例と該当しない例を具体的に挙げるができる。—

—事業の譲受会社が譲渡会社の商号を引き続き使用しまたは譲受会社が債務引受けの広告をすることによって、譲渡会社の事業によって生じた債務の弁済責任を負う場合、譲渡会社の弁済責任が消滅する時期・要件について説明できる。—

2 - 5 会社の登記

—商業登記制度は、誰のどのような利益ないし要請に応えるための制度であるかを説明できる。—

(登記制度と基本的条文構造を知っていれば十分である。)

—会社法は、どのような事項を会社が登記すべき事項としているかを、定款記載事項と比較しつつ説明できる。—

(登記制度と基本的条文構造を知っていれば十分である。)

—会社法908条1項の定める会社の登記の効力(一般効力)について説明できる。—

(登記制度と基本的条文構造を知っていれば十分である。)

—登記することができる事項の登記前の効力について説明できる。

(登記制度と基本的条文構造を知っていれば十分である。)

—登記することができる事項の登記後の効力について説明できる。

(登記制度と基本的条文構造を知っていれば十分である。)

—~~会社法908条1項の「正当な事由」とはどのような事由かについて、説明できる。~~

(登記制度と基本的条文構造を知っていれば十分である。)

—~~民法の表見代理規定(とくに民法112条)と会社法908条1項の会社の登記の効力との関係について、判例および学説の状況を説明できる。~~

(登記制度と基本的条文構造を知っていれば十分である。)

—~~表見支配人制度(会社法13条)、表見代表取締役制度(会社法354条)および表見代表執行役制度(会社法421条)と、会社法908条1項の会社の登記の効力との関係について、判例および学説の状況を説明できる。~~

(登記制度と基本的条文構造を知っていれば十分である。)

—~~会社法908条2項の定める不実登記の効力について説明できる。~~

(登記制度と基本的条文構造を知っていれば十分である。)

—~~最高裁判所の判例は、取締役でないにもかかわらず取締役として就任した旨の登記がされている者が、会社法908条2項の類推適用により会社法429条の責任を負うことがあるとするが、それはどのような場合かについて説明できる。~~

(登記制度と基本的条文構造を知っていれば十分である。)

—~~最高裁判所の判例は、取締役を辞任したにもかかわらず辞任登記が未了である者が、会社法908条2項の類推適用により会社法429条の責任を負うことがあるとするが、それはどのような場合かについて説明できる。~~

(登記制度と基本的条文構造を知っていれば十分である。)

—~~登記義務者(会社)の申請によらずに不実の登記がされた場合、当該登記義務者に会社法908条2項が適用ないし類推適用されるのは、どのような場合かについて、説明できる。~~

(登記制度と基本的条文構造を知っていれば十分である。)

—~~支店の所在地において登記しなければならない事項について説明できる。~~

(登記制度と基本的条文構造を知っていれば十分である。)

第3章 株式会社

3-1 株式会社の意義・特徴

株式会社制度の特徴を条文に即して説明することができる。

(但し、要求するレベルによっては理論的に極めて難しい問題である。)

株式会社における資本金制度の意義(資本に関する原則を含む)について説明できる。

(但し、要求するレベルによっては理論的に極めて難しい問題である。)

株主の有限責任制度について条文に即して説明できる。

(有限責任の意味、具体例への適用が重要である。)

3-2 株式

3-2-1 株式・株主の意義、株主の権利

3-2-1-1 株式の意義

株式制度の意義について説明できる。

(但し、要求するレベルによっては理論的に極めて難しい問題である。)

3-2-1-2 株主平等原則

株主平等原則の意義・内容について述べることができる。

(但し、要求するレベルによっては理論的に極めて難しい問題である。)

—~~株主平等原則違反の行為の効力について説明できる。~~

(単独論点としては難しすぎる。株主平等原則の理解の一部としての位置づけで十分である。)

株主平等原則と株主優待制度との関係について条文に即して説明できる。

非公開会社での株主毎に異なる扱いをなしうる場合を条文に即し

て説明できる。

3 - 2 - 1 - 3 株主の地位

株主が株主として有する権利である自益権・共益権について、条文に即して、具体例を挙げつつ説明できる。

株主に剰余金の配当を受ける権利および残余財産の分配を受ける権利の全部を与えない旨の定款の効力について説明できる。

3 - 2 - 1 - 4 株主の権利の行使に関する利益の供与

利益供与（会社法120条）が規制されている理由について説明できる。

利益供与にあたる場合を例を挙げて説明できる。

会社法120条2項の推定規定の意義について説明できる。

会社法120条2項の推定が覆る場合を例を挙げて説明できる。

利益供与がなされた場合の民事責任について条文に即して説明できる。

利益供与がなされた場合の刑事責任について条文に即して説明できる。

利益供与を受けた者への返還請求について、代表訴訟が認められている理由について説明できる。

~~株主の議決権の行使との関係で他にどのような刑罰規定があるか説明できる。この規定とは別に利益供与について規定されている理由について説明できる。~~

~~利益供与要求罪が置かれている理由について説明できる。~~

（会社法上の刑罰規定の内容と構造の基本理解で足りる。）

3 - 2 - 2 株式の単位（株式併合・株式分割・株式の無償割当て・単元株）

株式併合の意義・手続きについて条文に即して説明できる。

株式分割の意義・手続きについて条文に即して説明できる。

株式分割と発行済み株式総数、発行可能株式総数の関係について説明できる。

~~株式の無償割当ての意義・手続きと株式分割との異同について説明できる。~~

単元株式制度の意義・設定の手続き・一単元をなす株式数の変更手続きについて条文に即して説明できる。

単元未満株主の有する権利について条文に即して説明できる。

~~単元未満株主について、定款で排除することのできない権利の具体例を挙げることができる。~~

（条文を引くことができれば足りる。）

~~端数株の処理について説明できる。~~

（条文を引くことができれば足りる。）

~~所在不明株主の売却制度について説明できる。~~

（条文を引くことができれば足りる。）

3 - 2 - 3 株式の内容および種類

会社が発行する全ての株式について定款により設けることのできる内容を条文に即して説明できる。

（但し、条文を理解する程度で足りる。）

株式発行後の定款変更により、会社が発行する全ての株式について取得条項付株式とする場合と、全部取得条項付種類株式とする場合の手続のちがいを条文に即して説明できる。

（但し、手続の差異が生じる理由を趣旨から理解する必要がある。）

~~定款に定めることにより発行しうる異なる種類の株式の意義について説明できる。~~

（問題が抽象的にすぎ不適当である。）

配当優先株・後配株、残余財産優先株・後配株の意義について説明できる。

~~トラッキングストックの意義について説明できる。~~

（授業においては触れられるべきであるが、株式の内容の基本的理解の一部程度の理解で足りる。）

議決権制限株式の意義・内容について条文に即して説明できる。

種類株式としての取得請求権付株式の意義について条文に即して説明できる。

種類株式としての取得条項付株式の意義について条文に即して説明できる。

全部取得条項付種類株式の意義について条文に即して説明できる。

全部取得条項付種類株式を用いた100%減資の方法について

文に即して説明できる。

取締役・監査役の選任権付種類株式の意義について条文に即して説明できる。

取締役・監査役の選任権付種類株式を委員会設置会社、公開会社が発行できない理由について説明できる。

~~—取締役・監査役の選任権付種類株式の株主による取締役・監査役の選任・解任の手續きについて説明できる。—~~

(取締役・監査役の選任・解任手續とともに理解していれば足りる。)
拒否権付種類株式の意義について説明できる。

3 - 2 - 4 株式の譲渡・株主名簿・株券・善意取得

株式の譲渡とは何かを説明できる。

譲渡以外に株式が移転する場合の具体例を挙げることができる。

株式会社について株式譲渡が原則自由とされている理由を説明できる。

株式譲渡が制限される場合を具体的に挙げることができる。

(なお、株式譲渡と譲渡制限とは一体的理解が必要である。)

~~—時期による株式譲渡の制限にはどのようなものがあり、なぜ譲渡が制限されるかを説明できる。—~~

(条文を引くことができれば足りる。なお、株式譲渡と譲渡制限とは一体的理解が必要である。)

~~—株券発行会社が株券発行を遅滞している場合の株式譲渡の可否に関して、判例および学説の状況を説明できる。—~~

(株式譲渡の基本理解で足りる。)

定款による株式譲渡制限制度の趣旨を説明できる。

定款による株式譲渡制限がある場合の譲渡手續きについて条文に即して説明できる。

定款による株式譲渡制限がある株式について、会社の承認なしになされた譲渡の効力について条文に即して説明できる。

~~—定款による株式譲渡制限がある株式について、株主総会(取締役会設置会社の場合には取締役会)の承認なしになされた譲渡が会社との関係でも有効となる場合を説明できる。—~~

(定款上の譲渡制限違反の全体的な理解で足りる。)

子会社による親会社株式の取得はなぜ禁止されるかを説明できる。

~~—子会社による親会社株式取得規制の例外について説明できる。—~~
(取得規制の趣旨の理解と不可分であり分離されるべきではない。なお、例外については、授業においては触れられるべきである。)

~~—株券発行会社の意義について説明できる。—~~

~~—株券発行会社における株式譲渡の方法について説明できる。—~~

~~—株券発行会社でない株式会社における、株式(振替株式を除く)の譲渡の方法と、それが株券発行会社と異なる理由を説明できる。—~~

~~—振替株式の譲渡方法(社債、株式等の振替に関する法律140条)について説明できる。—~~

株主名簿制度の意義について条文に即して説明できる。

~~—名義書換の効力について説明できる。—~~

~~—株式譲渡の対抗要件について、株券発行会社と株券発行会社でない株式会社において規制が異なることおよびその理由を説明できる。—~~

(株式譲渡の対抗要件全体として理解すべきである。)

~~—株券発行会社における、株主名簿の名義書換請求の方法を説明できる。—~~

(名義書換の効力の理解の一部で足りる。)

~~—名義書換なしに会社に対して株主であることを主張できる場合について説明できる。—~~

(名義書換の効力の理解の一部で足りる。)

基準日前に株式を譲り受けた名義書換未了株主に権利行使を認めることができるか否かに関する判例・学説の立場を簡単に説明できる。

(判例を暗記するまでの必要はない。)

~~—株券発行会社でない会社における、株主名簿の名義書換請求の方法(株式が振替株式である場合を除く)と、それが株券発行会社と異なる理由を説明できる。—~~

(名義書換の効力の理解の一部で足りる。)

~~—振替株式の株主の会社に対する権利の行使方法について説明できる。—~~

~~—振替株式に関して、株主名簿の名義書換が行われる時期および手續(総株主通知。社債、株式等の振替に関する法律151条・152条)について説明できる。—~~

(振替株式の基本的理解として条文が読めれば十分である。)

—振替株式の株主が、基準日を定めて行使される権利以外の株主権（少数株主権等。社債、株式等の振替に関する法律147条4項）を行使するための手続（個別株主通知。社債、株式の振替に関する法律154条）について、説明できる。—

（振替株式の基本的理解として条文が読めれば十分である。）

—株券占有者の権利推定制度について説明できる。—

—株券の善意取得制度（株券の交付による株式の善意取得制度）について、その要件・効果を、動産の即時取得制度と対比させて説明できる。—

（株券占有者との関係で理解すれば十分である。）

—株券喪失登録制度の概要について説明できる。—

—振替株式の権利推定制度と善意取得制度について説明できる。—

—会社法が規定している株式への担保の設定方法について説明できる。—

—株式に設定された質権の効力について説明できる。—

（会社法の担保制度を民法と比較して理解していればよい。）

3-2-5 自己株式の取得

自己株式の取得に伴う弊害とそれに対して考え得る対処方法について説明できる。

（但し、要求するレベルによっては難問である。なお、条文構造の理解に昇華させてしまうことも考えられる。）

会社法が認める自己株式の取得許容事由（会社法155条）について、そのような取得を認める理由について条文に即して簡単に説明できる。

会社法156条から159条が定める自己株式の買付け手続き・財源規制の内容とそのような規制がなされている理由について条文に即して説明できる。

株主との合意による相対取引に際しての手続き・財源規制の内容（会社法160条）およびそのような規制が課されている理由について説明できる。

特定株主からの取得（相対取引）による取得規制について、市場価格がある株式についての例外（会社法161条）が認められている理由、この取得に際しての財源規制の条文について説明できる。

（なお、相対取引による取得規制全体として構造的な理解がなされるべきである。）

—相対取引による取得規制について、相続人からの取得に際しての例外（会社法162条）が認められている理由、この取得に際しての財源規制の条文、同規定の適用が排除される場合および会社法174条が定める相続人に対する売り渡し請求の違いについて説明できる。—

—相対取引による取得規制について、子会社からの取得の例外（会社法163条）が認められている理由、この取得に際しての財源規制の条文および子会社による親会社株の取得規制との関係について説明できる。—

—相対取引による取得規制について、定款の定めがある場合の取得の例外（会社法164条）が認められている理由、この取得に際しての財源規制の条文および株式発行後に定款に規定するに際して総株主の合意が必要とされている理由について説明できる。—

—市場による取引・公開買付けによる取得の例外（会社法165条）が認められている理由、この取得に際しての財源規制の条文および取締役会設置会社における定款の規定による取締役会決議による取得（会社法165条2項）と会社法459条1項1号の規定する取締役会決議による取得との違いについて説明できる。—

自己株式の違法取得（手続規制、財源規制に反した取得）の効力について条文に即して説明できる。

（ある程度で足りる。なお、自己株式取得許容事由と表裏一体で理解されるべきである。）

財源規制に反した自己株式の取得がなされた場合の業務執行者等の責任（会社法462条）について条文に即して説明できる。

自己株式を取得した事業年度に係る計算書類の承認を受けたときに欠損が生じていた場合の業務執行者の責任（会社法465条）について条文に即して説明できる。

—自己株式の取得に関する刑事責任（会社法963条5項1号）について説明できる。—

（自己株式違法取得の効果として構造的に理解していれば足りる。）

—財源規制違反以外の自己株式の違法取得に際しての取締役等が負う損害賠償額に関する議論について理解できる。—

取得請求権付株式，取得条項付株式，全部取得条項付種類株式についての，取得に際しての財源規制について説明できる。

~~—全部取得条項付種類株式の取得に際しての価格決定の申立てが認められている理由について説明できる。—~~

(自己株式違法取得の効果として構造的に理解していれば足り，その程度の理解があれば，条文を見ればある程度説明が可能である。)

~~—相続人等に対する売渡し請求制度(会社法174条)の意義，売渡し請求をなしうる場合，売買価格の決定方法について説明できる。~~

~~—自己株式の地位・処分・消却規制について説明できる。—~~

3 - 3 資金調達

3 - 3 - 1 総説

株式会社の資金調達の方法について，株式の発行，社債の発行，銀行借入などがあることを理解し，それぞれの特徴と異同について説明できる(概略だけで良い)。

3 - 3 - 2 新株発行

新株発行の方法について，株主割当て・公募・第三者割当てがあることを理解し，その大まかな内容を条文に即して説明できる。

株主割当てによる新株発行が，その他の方法による場合と比べて既存株主の経済的利益・持株比率の維持に資することについて説明できる。

「募集株式の発行等」として新株の発行と自己株式の処分につき同じ法的規律がされている理由を説明できる。

~~—「募集株式の発行等」には含まれない，いわゆる「特殊の新株発行」と呼ばれるものがあることを説明できる。—~~

公開会社と非公開会社とを区別して，新株発行の手続き(募集事項の決定・申込み・割当て・払込み)を，決定権限を持つ機関に触れながら，条文に即して説明できる。

なぜ公開会社と非公開会社とでは募集事項を決定する機関が異なるのかを説明できる。

現物出資の手続きについて，原則として検査役調査が必要とされていること理由，および例外として検査役調査が不要な場合について，説明できる。

~~—募集株式の発行等が効力を生じる時期について説明できる。—~~

募集株式の発行等について特に差止めの制度が用意されていることについて，その理由を説明できる。また，株主に差止めの機会を与えるためにどのようなルールが用意されているかを条文に即して説明できる。

株主の有する違法行為差止請求権と募集株式の発行等の差止請求権とを比較して，性質および要件がどのように異なるかを条文に即して説明できる。

~~—募集株式の発行等について，どのような場合に差止めが認められるか，具体例を挙げて説明することができる。—~~

(募集株式の発行等差止制度の理解の当然の一部である。)

公開会社における新株の有利発行について，会社法のルールの概要とその理由を条文に即して説明できる(なお，有利発行には募集事項の決定を株主総会が行う場合と取締役会が行う場合とがあるので，それぞれの適用条項を明らかにすることが必要である)。

— 上場会社の株価が高騰している場合に、新株発行の直前の株価よりも低い払込金額により新株発行を行うことが有利発行に該当するか否かについて、代表的な2、3の裁判例を挙げて、裁判例がどのように判断したかについて論じることができる。

(但し、有利発行規制の条文構造理解の当然の一部とも考えられる。)

取締役と通じて著しく不公正な払込金額で募集株式を引き受けた者が会社に対して負う支払責任について説明できる。

— 現物出資により募集株式の引き受けがなされた場合で、出資財産の価額が不足する場合において、株式の引受人および取締役が会社に対して負う支払責任について説明できる。—

公開会社における新株の不公正発行について、裁判所が採用している差止めの判断基準について裁判例を参照しつつ説明できる。

(裁判所の採用する基準が何かというのは難問であるが、裁判例を参照して論じる程度はできるはずである。)

— 不公正発行が問題となった代表的な2、3の裁判例を挙げて、新株の第三者割当発行が差し止められた事案と差し止められなかった事案とを比較して、重要な事実の異同について論じることができる。

(新株不公正発行の判例判断基準の理解の一部である。)

新株発行に瑕疵がある場合に、その無効を主張する方法について条文に即して説明できる。

新株発行無効の訴えについて、その概要(被告・提訴期間・無効事由・無効判決の効力)、および新株発行の差止めや新株発行の不存在確認の訴えとの違いを条文に即して説明できる。

— 新株発行無効の訴えにおいて、判例によるとどのような事情が無効事由となると考えられているかを説明できる。—

(新株発行瑕疵全体の理解の当然の一部である。)

募集事項の公示が欠けたことが原則として新株発行の無効事由にあたりと解されていることについて、その理由を説明できる。

3 - 3 - 3 新株予約権

新株予約権の意義を説明できる。

新株予約権の仕組みについて条文に即して説明できる(発行時の払込みと権利行使に際しての払込みの区別、行使期間、取得条項など)。

新株予約権の利用方法を条文に即して説明できる。

新株予約権の発行の方法について、募集手続きによる場合と無償割当てによる場合とがあることを理解し、その大まかな内容(および差異)を条文に即して説明できる。

— 新株予約権(オプション)の経済的価値について、それが権利行使される前であっても経済的価値を有するものであること、残存期間の長短や原資産(株式)の価格変動の大きさ(ボラティリティー)に応じてオプション価値が増減することを理解している。

— 公開会社と非公開会社とを区別して、募集新株予約権の発行手続き(募集事項の決定・申込み・割当て・払込み)を、決定権限を持つ機関に触れながら、説明できる。—

新株予約権の発行が有利発行に当たるか否かの区別はどのように行われるべきかを説明できる(オプション評価理論、「特に有利な条件」など)。

— 公開会社における新株予約権の有利発行について、会社法のルールの概要とその理由を説明できる(なお、有利発行には募集事項の決定を株主総会が行う場合と取締役会が行う場合とがあるので、それぞれの適用条項を明らかにすることが必要である)。—

新株予約権の発行が不公正発行か否かを判断する際に、新株発行の同種の問題で用いられる「資金調達目的」がここでの判断基準として有用か否か、代表的な裁判例はこの問題についてどのような考え方を採用しているか、の2点について説明できる。

— 新株予約権の内容として差別的な行使条件や取得条項が定められている場合に、それが株主平等原則に反するか否かについて、代表的な裁判例はこの問題についてどのような考え方を採用しているかを説明できる。—

— 新株予約権の譲渡の手續・効力について、新株予約権証券が発行されている場合とそれ以外の場合、新株予約権の内容として譲渡制限が定められている場合とそうでない場合とを区別して、説明することができる。—

3 - 3 - 4 社債

— 担保付社債、振替社債について、会社法以外のどの法令が法規制を置いているかを説明できる。—

— 新株予約権付社債の仕組みおよび利用方法を条文中に即して説明できる。

株式会社・持分会社が会社法上の社債を発行できることを理解している。

~~— 株式会社が会社法上の社債を発行する手続きを、取締役会設置会社と非設置会社のそれぞれについて説明できる。—~~

(条文を引ければよい。)

— 会社法上の社債につき社債券が発行されている場合について、記名社債と無記名社債の場合を分けて、その譲渡の手続きおよび對抗要件(対会社・対第三者) を条文中に即して説明できる。

~~— 会社法上の社債につき社債券が発行されていない場合について、その譲渡の手続きおよび對抗要件(対会社・対第三者) を説明できる。—~~

社債管理者について、どのような場合にその設置が強制されるか、設置が強制される理由、社債管理者となるための資格、社債管理者が社債権者に対して負う義務について条文中に即して説明できる。

なぜ社債管理者については社債権者に対する賠償責任を強化する規定(会社法710条) が置かれているのかを説明できる。

なぜ社債権者集会という制度があるのかを説明できる。

— 社債権者集会の決議について、なぜ裁判所の認可が必要とされているのかを条文中に即して説明できる。

(条文を参照できれば考えることが可能である。)

3 - 4 機関

3 - 4 - 1 総論

会社の機関の意義について説明できる。

株式会社と持分会社における、機関のあり方の違いについて説明できる。

— 株式会社において、会社の管理・運営が株主以外の第三者に委ねられている(第三者機関制を採用している) 理由について説明できる。

公開会社と公開会社でない株式会社における、機関設計の違いの概要を説明できる。

大会社と大会社でない株式会社における機関設計の違いの概要を説明できる。

公開会社では取締役会を設置しなければならない理由について説明できる。

委員会設置会社でない取締役会設置会社は、原則として監査役を設置しなければならない理由について説明できる。

~~— どのような機関構成の株式会社も、定款の定めにより、会計参与を置くことができる理由について説明できる。—~~

(定説があるかという点で疑義がある。)

— 公開会社でなく委員会設置会社でない取締役会設置会社は、会計参与を設置すれば監査役を設置しなくてよい理由について説明できる。

大会社では会計監査人を設置しなければならない理由について説明できる。

— 委員会設置会社では会計監査人を設置しなければならない理由について説明できる。

公開会社でありかつ大会社である会社は、委員会設置会社である場合を除き、監査役会を設置しなければならない理由について説明できる。

委員会設置会社でない会計監査人設置会社(監査役設置会社(監査役会設置会社を含む) でなければならない理由について説明できる。

— 委員会設置会社が監査役を設置できない理由について説明できる。

— 公開会社であることが、会社法の規定においてどのような意味を有するのかを、具体的に例示することにより、説明することができる。

— 大会社であることが、会社法の規定においてどのような意味を有するのかを、具体的に例示することにより、説明することができる。

— 取締役会設置会社であることが、会社法の規定においてどのような意味を有するのかを、具体的に例示することにより、説明することができる。

検査役制度の意義について説明できる。

— 検査役が選任される場合を具体的に列挙できる。—
(検査役制度理解の一部であり，条文を引ければよい。)

3 - 4 - 2 株主総会

3 - 4 - 2 - 1 株主総会の意義・権限

株主総会とは何かを説明できる。

— 株式会社の意思を決定するという機能以外に，株主総会に期待される機能にはどのようなものがあるかを具体的に挙げる事ができるとともに，それらの機能に着眼される背景を説明できる。—

(難問である。)

— 書面投票制度，電子投票制度，株主総会の決議の省略・株主総会への報告の省略の制度導入の意義を，株主総会の意義・機能との関係にも注意を払いながら，説明できる。—

取締役会設置会社であるか否かによる株主総会の権限の相違を，その理由をあげつつ，説明できる。

— 取締役会設置会社における法令に定められた株主総会の決議事項の主なものを，それぞれの事項の性質から分類した上，具体的に挙げる事ができる。—

(重要事項であるが，条文を引ければよい。)

— 法令により株主総会の決議事項と定められた事項の範囲について，取締役会設置会社であるか否かによる相違を説明することができる。—

取締役会設置会社において定款の定めによって株主総会の権限に法定事項以外の事項を加えることができるとされている理由を説明できる。

株主総会の招集者が当該会議の目的として定めた事項以外の事項の決議の可否について，取締役会設置会社であるか否かによって生じる相違を説明できる。

— 株主総会の会議体としての性質から当然に株主総会の権限と解され，取締役会設置会社の株主総会において，法令や定款に定めがなくても，決議をなしうる事項を挙げる事ができる。—

(実務的には基本的事項である。)

— 取締役会設置会社において，代表取締役・執行役の選任(選定)・

解任(解職)を定款の定めにより株主総会の決議事項とすることの可否に関して，学説の状況を説明できる。—

(取締役会設置会社の条文構造を理解した上で，文献調査ができれば足りる。)

— 取締役会設置会社において定款で業務執行のすべての決定を株主総会の権限とすることの可否に関して，学説の状況を説明できる。—

(取締役会設置会社の条文構造を理解した上で，文献調査ができれば足りる。)

— 株主総会の法定権限を，取締役・執行役・取締役会その他株主総会以外の機関が決定することができるとする定款の定めは効力はなぜ無効かを説明できる。—

(実務的には基本理解であり，ある程度学修していれば十分に説明できる。)

株主総会の決議事項につき，その決議の効力の発生を他の機関の決議にかからしめることが法律上認められている例を条文に即して挙げる事ができる。

— 定款をもって，株主総会決議の効力発生を第三者の承認にかからしめる旨定めることの可否について，判例および学説の状況を説明できる。—

(株主総会の決議事項の理解の一部である。)

— 株主総会の法定権限を他の機関に委譲することが法律上認められている代表的な例を挙げる事ができる。—

(株主総会の決議事項の理解の一部である。)

— 定款をもって，株主総会の法定決議事項を第三者に委譲する旨定めることの可否について，学説の状況を説明できる。—

(株主総会の決議事項の理解の一部である。)

3 - 4 - 2 - 2 株主総会の招集・運営

株主総会の招集手続の意義について大まかに説明できる。

株主総会の招集手続を省略することができるのは，どのような場合か説明できる。

いわゆる全員出席総会とはどのような株主総会であることを説明し，全員出席総会でなされた決議の有効性およびその根拠について説明できる。

株主総会を会社が招集する場合、どのような手続に基づきだれが招集するかを条文に即して説明できる。

株主総会は、会社以外にだれがどのような要件で招集できるかについて条文に即して説明できる。

—公開会社における株主総会の招集手続について条文に即して説明できる。

—株主総会の招集通知の記載事項、招集期間および招集方法について、取締役会設置会社か否かの違いに応じてどのような違いを設けているか、相互に比較し規律が異なる理由を明らかにしながら、説明することができる。

(条文を引ければよい。)

—書面または電磁的方法によって議決権行使を認めることが義務付けられている会社の範囲とその理由について説明できる。

—書面または電磁的方法によって議決権行使ができる会社の招集手続にかかる特則について説明できる。

—書面または電磁的方法によって議決権行使ができる会社の招集手続と、委任状勧誘を行う場合の金商法上の手続の異同を明らかにし、それぞれの手続に瑕疵があった場合の決議の効力について説明できる。

—株主総会の招集手続に瑕疵がある場合における当該株主総会でなされた決議の効力について、具体例をあげて説明することができる。(株主総会招集手続自体の理解の一部であり、具体例を示されたときに論じることができれば足りる。)

—総会検査役の選任手続とその権限について説明できる。

(制度の存在を知り、条文を引ければ足りる。)

—総会検査役による報告により、どのような法効果が生じ得るか説明できる。

議題と議案の違いについて具体例を挙げて説明できる(たとえば、取締役選任や剰余金配当について、議題と議案はそれぞれどのようなものであり得るか、具体例を挙げることができる)。

株主提案権について、事前の提案権および株主総会の議場における提案権のそれぞれにつき、それを行使することのできる要件およびそれが認められている趣旨を説明することができる。

株主提案権を行使できる者の範囲、提案権の対象および行使の手

続について議題提案権と議案提案権に分けて条文に即して説明できる。

株主の提案した議題・議案が無視された場合に生ずる問題について説明できる。

—株主総会の議長の選定方法とその権限について、具体例をあげて説明できる。

取締役等の説明義務の対象および説明の程度について、具体的な例示により、説明することができる。

取締役等が株主総会において株主から説明を求められた場合において、説明を拒絶できる場合およびそれぞれの理由を条文に即して説明できる。

—総会に提出された資料等の調査をする者の選任手続およびその権限について説明できる。

(条文が引ければよい。)

株主総会の議事録を閲覧できる者の範囲と条件について条文に即して説明できる。

3 - 4 - 2 - 3 議決権の行使

「一株一議決権の原則」の意義とその例外を示すことができる。自己株式について、「議決権を有しない」とされる理由を説明できる。

いわゆる「相互保有株式」の議決権行使に係る会社法の規律内容(会社法308条1項かっこ書き)とその議決権行使が認められない理由を説明できる。

—単元未満株式に係る会社法の規律内容とその議決権の行使が認められない理由を説明できる。

共有株式の権利行使に係る会社法の規律内容とその共有株式の議決権の行使方法を説明できる。

—公開会社でない株式会社の株主総会における議決権について、いわゆる「属人的定め」が認められる理由とその定めがなされた場合の会社法上の取扱いを説明できる。

(実務的には必要である。)

議決権の代理行使が認められる理由と定款による代理人資格の制限について判例と学説の状況を大まかに説明できる。

—議決権の代理行使に係る委任状について、会社法上の規律内容を説明できる。—

—書面による議決権の行使と電磁的方法による議決権の行使の意義を説明できる。—

(条文が引ければよい。)

—書面による議決権の行使と電磁的方法による議決権の行使について、それぞれ方法を説明できる。—

—議決権の代理行使、書面による議決権の行使、いわゆる書面決議、電磁的方法による議決権の行使の異同を述べ、それら相互の関係を説明できる。—

(条文が引ければよい。)

議決権の不統一行使について、そのような議決権行使方法が認められる意義と不統一行使の方法を大まかに説明できる。

株主総会決議における「特別の利害関係を有する者」の意義とその者の議決権の行使が認められる理由を説明できる。またそのような議決権の行使が認められる結果生じる可能性がある「著しく不当な決議」の取消しに関する会社法の規律内容を条文に即して説明できる。

—議決権行使に関する特約(たとえば、議決権拘束契約)について、説明できる。

(実務的には必要である。)

3 - 4 - 2 - 4 株主総会の決議の種類・瑕疵

株主総会の決議の種類についてどのような種類の決議があるか、それらの決議要件はどのようなものであるか条文に即して説明できる。

—各決議要件(定足数要件・多数決要件)について、定款による加重・軽減が可能あるか説明できる。—

(条文が引ければよい。)

役員を選任決議に関する341条の規定の意味を説明できる。

会社法309条3項に定める決議について、そのような決議要件が課されている理由について説明できる。

会社法309条4項に定める決議について、そのような決議要件が課されている理由について説明できる。

—株主総会は開催されないが、決議がなされたときみなされる場合について説明できる(会社法319条)。—

—議決権のない株式が定足数要件および多数決要件においてどのように扱われているか説明できる。

株主総会決議の効力を争う方法について説明できる。

株主総会決議について決議取消しの訴えの制度が認められている趣旨について説明できる。

決議内容が定款に違反する瑕疵が取消し原因とされている理由について説明できる。

会社法831条1項各号が定める決議取消原因にあたるものについて、具体例を挙げることができる。

他の株主に存する瑕疵の主張が認められるかについての、判例・学説の立場について説明できる。

(但し、学説については文献調査能力があれば足りる。)

決議取消しについて、その主張が決議取消の訴えによることが求められている理由、当該訴えに際しての原告適格・被告・提訴期間・判決の効力に関する規制、また、そのような規制が加えられている理由について説明できる。

—決議取消原因がある場合に提訴期間内に決議無効確認の訴えを提起した場合の提訴期間の遵守の有無について説明できる。—

—決議取消しの訴えの提訴期間と取消原因の追加の可否について説明できる。—

特別利害関係人による議決権の行使により著しく不当な決議が成立した場合とはどのような場合か、具体例を挙げて説明できる。

—決議取消の請求を認容する判決の確定により生ずる問題とその解決方法について、説明できる。—

決議取消しの訴えに際して裁量棄却制度が認められている理由について説明できる。

裁判所が裁量棄却をなしうる場合、なしえない場合について、具体例を挙げて説明できる。

多数決の濫用と決議の効力について判例・学説の状況を説明できる。

決議取消の訴えについての訴えの利益がなくなる場合の具体例を挙げることができる。

—取消原因がある決議の再決議と訴えの利益の存否について説明できる。—

—決議取消の訴えと合併無効の訴え、減資無効の訴え等の関係について説明できる。—

決議無効事由、決議不存在事由について、具体例を挙げることができる。

決議無効・不存在について、決議無効確認・不存在確認の訴えの制度が認められている理由について説明できる。

決議無効事由、不存在事由があるにもかかわらず、その主張が認められない場合があることを説明できる。

—取締役を選任する旨の株主総会の決議が不存在の場合に、当該取締役によって構成される取締役会で代表取締役とされた者が招集した株主総会でなされた決議の効力についての、判例・学説の立場について説明できる。—

—株式が共有の場合の決議不存在確認の訴えの原告適格について説明できる。—

決議の効力を争う訴訟に際して設けられている、悪意株主の担保提供制度の趣旨、悪意の意味について説明できる。

—取締役の選任決議の効力が争われた場合に採られうる仮処分について説明できる。

—原告の死亡と訴訟の承継について説明できる。—

3 - 4 - 3 種類株主総会

種類株主総会の意義、権限について説明できる。

種類株主総会が開催される場合（会社法322条、323条）について説明できる。

種類株主総会での決議の種類について条文に即して説明できる。

—定款の定めにより必要とされる種類株主総会を排除しうる場合について、具体例を挙げて説明できる。—

3 - 4 - 4 取締役・取締役会

3 - 4 - 4 - 1 取締役会設置会社と非取締役会設置会社

取締役会を設置しなければならない株式会社はどのような会社で

あるか、また、それらの会社に取り締役会の設置が強制されている理由を説明できる。

取締役会の設置を会社法上強制されていない株式会社は、取締役会を設置することができるか、できるとしたらどのような手続によるかを説明できる。

取締役会設置会社と取締役会設置会社でない株式会社（「非取締役会設置会社」という）とを比較し、株式会社の機関構成および権限分配についてどのような違いがあるかを説明することができる。

3 - 4 - 4 - 2 取締役の選任・終任等

取締役の欠格事由について説明できる。

—法人が取締役となることを認められていない理由を説明することができる。—

（取締役欠格事由の理解の一部である。）

—取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることの可否について説明できる。—

（取締役資格の理解の一部である。）

—定款で取締役の資格を一定の者に限ることの可否および限界について、具体例を挙げて説明できる。—

（取締役資格の理解の一部である。）

取締役の任期に関する会社法上の規律について条文に即して説明できる。

取締役の員数に関する会社法上の規律について条文に即して説明できる。

取締役を選任する機関について説明できる。

取締役を株主総会で選任する場合における定足数および決議要件について条文に即して説明できる。

—累積投票制度の仕組み及び意義、並びに累積投票が用いられるのはどのような場合かを条文に即して説明できる。

—取締役を種類株主総会で選任するいわゆるクラス・ポーティング制度（会社法108条1項9号）の趣旨およびその特徴を株主総会において取締役を選任する通常の場合と対比しながら条文に即して説明できる。

—取締役を種類株主総会で選任する場合における定足数および決

議要件について条文に即して説明できる。

取締役の終任事由について条文に即して説明できる。

—取締役が任期の定めがある場合において任期中に辞任することの可否およびその法的根拠について説明できる。

取締役を解任する機関について説明できる。

取締役を株主総会で解任する場合における定足数および決議要件について条文に即して説明できる。

—累積投票により選任された取締役を解任する場合の規律について条文に即して説明できる。

—取締役を種類株主総会で選任するいわゆるクラス・ポーティングにより選任された取締役を解任する機関および決議要件について説明できる。

—「正当な理由」無く取締役を解任する場合とは、どのような場合か。また、「正当な理由」無く解任された取締役の救済方法について説明できる。

取締役の解任の訴えの提訴権者、被告および要件について説明できる。

—取締役の員数に欠員が生じた場合における会社法上の効果について説明できる。—

(取締役の員数の理解の一部である。)

—任期満了又は辞任による取締役の退任により取締役の員数に欠員が生じた場合における、当該取締役の権利義務および商業登記上の取扱いについて説明できる。

補欠取締役の意義について条文に即して説明できる。

—補欠取締役の選任方法について説明できる。—

—一時取締役の意義について条文に即して説明できる。

—一時取締役の選任方法および権限について説明できる。—

取締役の職務執行を停止し、その職務代行者の選任を裁判所に申し立てることができるのはどのような場合か説明できる。

—職務執行停止中の取締役が行った行為の効力について説明できる。—

取締役の職務代行者の権限について条文に即して説明できる。

3 - 4 - 4 - 3 取締役の種類等

会社法 2 条 1 5 号にいう「業務執行取締役」の意義について条文

に即して説明できる。

会社法 3 6 3 条 1 項 2 号にいう「業務を執行する取締役」(いわゆる業務担当取締役)の意義について条文に即して説明できる。

社外取締役の意義および社外取締役を置いた場合に生じ得る会社法上の効果について条文に即して説明できる。

3 - 4 - 4 - 4 非取締役会設置会社における取締役

非取締役会設置会社における取締役の権限について条文に即して説明できる。

—非取締役会設置会社において複数の取締役が存在する場合における、業務執行に係る意思決定の方法について条文に即して説明できる。

—非取締役会設置会社において複数の取締役が存在する場合において、業務執行に係る意思決定の委任に関する規律について条文に即して説明できる。

大会社である非取締役会設置会社において「会社の業務の適正を確保するための体制の整備」が求められている理由を説明できる。(但し、取締役が行うべき決定との関係で一体的に理解されるべきである。)

—「会社の業務の適正を確保するための体制の整備」について、取締役はどのような事項について決定を行わなければならないかを条文に即して説明できる。

非取締役会設置会社において、だれが会社を代表するかを説明できる。

代表取締役の権限を制限することの可否およびその限界について説明できる。

3 - 4 - 4 - 5 取締役会設置会社における取締役会・取締役

取締役会設置会社における取締役の員数に係る規律について条文に即して説明できる。

取締役会設置会社における取締役会と代表取締役との関係について説明できる。

取締役会設置会社における取締役会の権限について条文に即して説明できる。

だれが取締役会を招集することができるかを説明できる。
~~—個々の取締役に取締役会の招集権が認められている理由を説明できる。—~~

(取締役会招集権者の理解の一部である。)

—取締役会の招集手続について条文に即して説明できる。

一部の取締役に對する招集通知を欠いた取締役会決議の効力に関する判例・学説の状況を説明できる。

(但し、召集手続についての条文構造と一体的に理解すべきである。)

—取締役会に取締役以外の者が出席することができるのはどのような場合か。たとえば、取締役の代理人、監査役、執行役員など具体例を挙げながら条文に即して説明することができる。

取締役会における意思決定の方法について説明できる。

特別利害関係を有する取締役に取締役会の議決に参加することができない理由、および、議決に参加した場合の当該決議の効力について説明できる。

~~—取締りが取締役会の議決に参加することができない特別利害関係を有する場合としてどのような場合が考えられるか、具体例を挙げることができる。—~~

(特別利害関係のある取締役の理解の一部である。)

取締役会がその決定を代表取締役や他の機関に委任することができない事項は何かを条文に即して具体的に説明するとともに、その理由を説明できる。

「重要な財産の処分及び譲受け」の判例・学説上の判断基準を説明できる。

「多額の借財」の判例・学説上の判断基準を説明できる。

「重要な業務執行」の判例・学説上の判断基準を説明できる。

大会社の取締役会に「会社の業務の適正を確保するための体制の整備」をする義務が課されている理由を説明できる。

(但し、取締役会決議事項の条文構造として理解されるべきである。)

—「会社の業務の適正を確保するための体制の整備」として、取締役会でどのような事項について決議すべきかを条文に即して説明できる。

~~—取締役会の専決事項について、取締役会の決定を経ずに代表取締役が行なった行為の効力について、判例・学説の状況を説明できる。—~~

(取締役会先決事項についての条文理解の一部である。)

取締役会の専決事項を株主総会の決議事項とすることの可否について、具体例を挙げながら説明することができる。

取締役に對し職務の執行の状況について取締役に報告すべき義務が課されている理由を説明できる。

取締役会の決議を省略することができるのはどのような場合かを説明できる。

取締役会への報告を省略することができるのはどのような場合かを説明できる。

取締役会決議に瑕疵がある場合、どのようにして当該決議が効力を有しないことを主張できるかを条文に即して説明できる。

~~—取締役会決議が無効である場合を具体例を挙げて説明できる。—~~

(取締役会決議瑕疵として全体的に理解すべきである。)

取締役会の議事録の閲覧をだれか、どのような要件で請求できるかについて条文に即して説明できる。

3 - 4 - 4 - 6 特別取締役

特別取締役制度の意義および当該制度を利用することができる株式会社の範囲を条文に即して説明できる。

~~—特別取締役の決議があれば取締役会の決議は要しない事項は何かを説明できる。—~~

(特別取締役の意義の理解の一部である。)

3 - 4 - 4 - 7 代表取締役

株式会社を代表する者はだれかについて説明できる。

取締役会設置会社における代表取締役の選定および解職の方法について説明できる。

~~—非取締役会設置会社における代表取締役の選定および解職の方法について説明できる。—~~

(株式会社全体の代表取締役の選定・解職として理解されるべきである。)

代表取締役の権限について説明できる。

—非取締役会設置会社において代表取締役が選定された場合における他の取締役の権限について説明できる。

(代表取締役の意義の理解の一部である。)

代表取締役の権限の濫用とはどのような場合かを具体例を挙げて説明できる。また、そのような行為の効果について判例の状況を説明できる。

代表取締役の代表権に加えた制限を第三者に対抗することができないのは、どのような場合か説明できる。

代表取締役等の行為について、会社が損害賠償責任を負うのはどのような場合か説明できる。

取締役と会社の間で訴訟が提起される場合、だれが会社を代表するかを説明できる。

—__任期満了又は辞任による代表取締役の退任により代表取締役が欠けた場合または代表取締役の員数に欠員が生じた場合における、当該代表取締役の権利義務及び商業登記上の取扱いについて説明できる。

—__代表取締役の職務代行者の権限について説明できる。

株式会社が取締役に対し、または取締役が株式会社に対し訴えを提起する場合において、当該株式会社を代表する者はだれかについて説明できる。

3 - 4 - 4 - 8 表見代表取締役

表見代表取締役制度の趣旨について説明できる。

(但し、表見代表取締役の条文構造の理解の一部に昇華されるべきである。)

表見代表取締役制度が適用されるための要件について、概説できる。

会社法354条にいう「社長、副社長その他株式会社を代表する権限を有するものと認められる名称」とはなにかを、具体例を挙げて説明できる。

最高裁判所の判例によれば、会社法354条の規定が類推適用されるのはどのような場合かを説明できる。

—表見代表取締役制度と商業登記の対抗力との関係に関する判例—

学説の状況を説明することができる。

(表見代表取締役の要件・効果の理解の一部である。)

3 - 4 - 5 取締役と会社の関係

3 - 4 - 5 - 1 取締役の義務(善管注意義務・忠実義務)

取締役の善管注意義務は条文上どのように根拠づけられるかを説明できる。

取締役の善管注意義務と忠実義務の関係について、判例および学説の状況を説明できる。

(但し、取締役義務の統合的理解に必要な限り。)

取締役が他の取締役の善管注意義務・忠実義務に違反する行為を監視する義務を負うことの根拠および範囲について、判例および学説の状況を説明できる。

(但し、取締役義務の統合的理解に必要な限り。)

取締役の善管注意義務といわゆるリスク管理体制(内部統制システム)の整備に関する義務との関係について説明できる。

(但し、取締役義務の統合的理解に必要な限り。)

委員会設置会社の執行役も、取締役と同様、善管注意義務を負うが、執行役の善管注意義務は条文上どのように根拠づけられるかを説明できる。

(但し、取締役の義務との比較理解とすればよい。)

委員会設置会社の執行役が、取締役と同様に、忠実義務を負う旨、ならびに委員会設置会社との競業取引および利益相反取引について一般の取締役会設置会社の取締役と同じ規制を受ける旨の規定(会社法419条2項)が設けられている理由を説明できる。

(但し、取締役の義務との比較理解とすればよい。)

3 - 4 - 5 - 2 利益相反取引

利益相反取引について、その弊害(規制の必要性)ならびに取締役会設置会社および非取締役会設置会社それぞれの場合における規制の概要を条文に即して説明できる。

(但し、利益相反取引の条文構造理解に昇華させるべきである。)

利益相反取引の規制の対象となる直接取引との関係で、その対象を限定する「自己又は第三者のために」(会社法356条1項2号)の意義を説明できる。

形式的には利益相反取引の規制の対象となる直接取引に該当するが、規制対象から外れる場合について、具体例を挙げて説明することができる。

(但し、利益相反取引規制例外の統合的理解に必要な限り。)

会社から取締役¹に約束手形を振り出す等の手形行為が利益相反取引規制の対象になるかどうかについて、判例および学説の状況を説明できる。

(但し、利益相反取引規制例外の統合的理解に必要な限り。)

取締役と会社(取締役会設置会社)との取引につき株主全員の同意がある場合に取締役会の承認を不要と考えてよいかどうかに関して、判例および学説の状況を説明できる。

(但し、利益相反取引規制例外の統合的理解に必要な限り。)

— 同様の取引を反復して行うような場合に見られる包括的承認の際、どのような開示が必要かについて説明できる。

利益相反取引の規制の対象となる間接取引に該当する場合の具体的な例を挙げることができる。

利益相反取引の規制において要求される承認がない利益相反取引の効力について、判例および学説の状況を説明できる。

3 - 4 - 5 - 3 競業取引

競業取引について、規制の必要性ならびに取締役会設置会社および非取締役会設置会社それぞれの場合における規制の概要を条文に即して説明できる。

(但し、競業取引の条文構造理解に昇華させるべきである。)

競業取引の規制の対象を限定する「自己又は第三者のために」(会社法356条1項1号)の意義について、学説の状況を説明できる。

規制対象となる競業(「株式会社の事業の部類に属する取引」)の範囲について説明できる。

— 取締役または執行役が競業会社の代表取締役(または代表執行役)に就任して取引を行う等の場合に見られる包括的承認の際、どのような開示が必要かについて説明できる。

— 取締役が競業会社の代表取締役等に就任していないが、その株式を多数保有し事実上の主宰者として経営を支配している場合において、当該競業会社の行う競業取引が規制の対象になるかどうかについて、判例の状況を説明できる。

競業取引規制において要求される承認を得なかった競業取引であっても無効と解されていないのはどうかを説明できる。

(但し、競業取引規制の統合的理解に必要な限り。)

3 - 4 - 5 - 4 報酬規制

取締役の報酬等について、規制の必要性と規制の概要とを説明できる。

(取締役報酬についての規制の条文構造理解に昇華させるべきである。)

取締役の報酬等の決定は会社の業務事項であるにもかかわらず、定款または株主総会決議で定めることが要求されているのは何故かを説明できる。

規制の対象となる報酬等の内容に応じた決議の定め方はそれぞれどうかについて説明できる。

— 使用人兼務取締役が受け取る使用人分給与への取締役報酬規制の適用の有無について、判例および学説の状況を大まかに説明できる。

取締役のインセンティブ報酬として新株予約権を付与する場合、どのような手続が必要であるかについて条文に即して説明できる。

— 株主総会において取締役全員分の報酬等の最高限度額を定めるとき、その枠内での各取締役への配分を代表取締役に一任することの可否について、判例および学説の状況を大まかに説明できる。

退職慰労金または甲慰金に報酬規制が及ぶ理由を説明することができる。

多くの会社の株主総会では、退職慰労金または甲慰金の支給決定の際、具体的な金額を示すことなく、会社が定める支給基準にしたがって取締役会で決定する旨の決議がなされているが、このような決議の可否について、判例および学説の状況を大まかに説明できる。

(報酬規制の条文構造との統合的理解に必要な範囲に限る。)

具体的に定められた報酬額を、会社が取締役の同意なしに減額ないし無支給とすることができるかどうかについて、判例の状況を大まかに説明できる。

(報酬規制の条文構造との統合的理解に必要な範囲に限る。)

~~—小規模な会社等において、代表取締役である主要株主との不和から、退任する取締役の退職慰労金につき定款の定めも株主総会決議もないという事態が見られた場合、その救済の可能性について、判例の状況を説明できる。—~~

3 - 4 - 5 - 5 取締役の責任

3 - 4 - 5 - 5 - 1 会社に対する任務懈怠責任・任務懈怠の推定・代表訴訟

取締役の会社に対する任務懈怠責任(会社法423条1項)の意義およびその内容を説明できる。

取締役が善管注意義務または忠実義務に違反した場合に負う民法上の債務不履行の一般原則(民法415条)に基づく損害賠償責任と会社が定める会社に対する任務懈怠責任とを比べて、後者がどのような点において前者よりも責任を厳格化しているかについて説明できる。

会社法423条1項の任務懈怠責任は、取締役以外にどのような者に課せられているかを具体的に挙げることができる。

~~—任務懈怠と法令違反の関係について、学説の状況を説明できる。—~~

利益相反取引によって会社に損害が生じたときは、一定の取締役または執行役は任務を怠ったと推定されることにつき、その理由を説明できる。

自己のために利益相反取引の直接取引をした取締役または執行役の責任は、責めに帰することができない事由によるものであっても免れることができず、責任の軽減(一部免除・責任限定契約)の制度の適用もないことにつき、その理由を説明できる。

取締役または執行役が必要な承認を得ることなく会社の事業の部に属する取引を行った場合の会社に対する損害賠償責任について、当該取引によって取締役もしくは執行役または第三者が得た利益の額を会社に生じた損害の額と推定するとされている理由について説

明できる。

業務執行上の判断の誤りの場合において、善管注意義務違反が尽くされたか否かの判断に当たってどのような配慮が必要かにつき、いわゆる経営判断の原則の考え方と判例の採用する判断基準の状況を説明できる。

取締役をはじめとする役員等の会社に対する損害賠償責任の免除には、総株主の同意がなければならないのはどうしてかを説明できる。

上記の役員等の責任軽減(一部免除・責任限定契約)の制度は、どのような考え方に基づき設けられているかを説明できる。

上記の役員等の責任軽減の類型とそれぞれの類型ごとに必要な手続の概要を条文に即して説明できる。

~~—上記の役員等の責任軽減の制度においてどのような条件を満たす責任が軽減の対象となるかについて説明できる。—~~

(責任軽減制度の理解の一部である。)

~~—上記の役員等の責任軽減の制度において責任を軽減できる限度額を、たとえば取締役についてであれば、代表取締役・代表取締役以外の取締役・社外取締役に場合分けして説明できる。—~~

~~—会社と取締役間の訴訟の場合に誰が会社を代表するかにつき、会社がどのような機関構成を選択したかによる相違に留意しつつ、説明できる。—~~

株主代表訴訟の意義について説明できる。

(但し、株主代表訴訟の条文構造理解に昇華させるべきである。)

会社法は、株主代表訴訟を提起できる場合としてどのような場合を定めているか、具体的に挙げるすることができる。

株主代表訴訟の対象は、会社法に規定された取締役の責任以外の取締役の会社に対する債務にも及ぶか否かについて、判例および学説の状況を大まかに説明できる。

(但し、代表訴訟制度理解に必要な範囲に限る。)

株主代表訴訟の提起手続につき、その大まかな仕組みを条文に即して説明できる。

(但し、代表訴訟提起手続の条文構造理解に昇華させるべきである。)

どのような要件を備えた株主が株主代表訴訟の原告適格を有するかにつき、公開会社か否かによる相違にも留意しつつ、説明できる。

株主代表訴訟の提起後に株主たる地位を失ったときでも、原告適格を喪失しない場合の具体例を挙げることができる。

—__株式会社が株主等から取締役の責任追及等の訴え提起の請求を受けた場合において、会社が提訴期間中に訴えを提起しなかったとき、その請求をした株主等から請求を受けると不提訴理由の通知をしなければならないとする制度が設けられている趣旨を説明できる。
—__株主代表訴訟の場合における訴訟の目的の価額の算定について会社が定める規定の内容とその趣旨を説明できる。

株主代表訴訟の提起につき、被告が原告株主の悪意を疎明したとき、裁判所が原告株主に対し相当の担保を立てるべきことを命じること（担保提供命令）ができる制度の趣旨について説明できる。

—担保提供命令を得るため被告が疎明しなければならない「悪意」の意義について、裁判例・学説の状況を説明できる。—

（担保提供命令制度理解の一部である。）

株主代表訴訟を提起した株主とその他の株主との間では利害が一致するとは限らず、原告株主が被告と馴れ合って訴訟を展開する等の弊害を防止する必要があるが、そのため会社法にはどのような制度が設けられているかについて条文に即して説明できる。

—__株主代表訴訟において会社の被告側への補助参加が認められるには、会社法の規定上どのような要件を満たす必要があるかを条文に即して説明できる。

株主代表訴訟の判決の効果について条文に即して説明できる。

株主代表訴訟における和解について、その手続の概要および和解の効果をもとに条文に即して説明することができる。

3 - 4 - 5 - 5 - 2 第三者に対する責任

取締役をはじめとする役員等が、職務を行うについて悪意または重過失があったとき、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うとの規定の趣旨および適用範囲につき、とりわけこの責任の法的性質はどうか、悪意・重過失は何に向けたものか（第三者の権利侵害について必要か、任務懈怠について存すれば足りるか）および責任の範囲（直接損害に限定されるか、間接損害に限定されるか、両損害を包含するか）の諸点に着眼して、判例の状況を大まかに説明できる。

（対第三者責任制度理解に必要な範囲に限る。）

上記の役員等の第三者に対する責任の範囲に関して問題になる直接損害、間接損害の意義を説明できる。

—__職務を行うについて重過失があったとされる主な場合につき、具体例を挙げて説明できる。

上記の役員等が責任を負う「第三者」には株主も含まれるかにつき、会社に対する任務懈怠責任の追及という方途（間接損害の場合）との関係にも留意しながら、説明できる。

いわゆる名目的取締役に対して監視義務違反を理由として会社法429条1項所定の第三者に対する責任を問えるかにつき、それを否定した下級審判例がみられることにも留意しつつ、判例および学説の状況を大まかに説明できる。

（対第三者責任制度理解に必要な範囲に限る。）

登記簿上は取締役になっていても、取締役として株主総会で選任されていない者や取締役を辞任しながら退任登記未了の者（登記簿上の取締役）についても会社法429条1項所定の第三者に対する責任を問えるかにつき、判例および学説の状況を説明できる。

（対第三者責任制度理解に必要な範囲に限る。）

特定の書類や登記・公告等に虚偽の記載・記録があった場合の上記の役員等の第三者に対する責任について定める規定（会社法429条2項）の趣旨について説明できる。

（対段三社責任制度理解に必要な範囲に限る。）

3 - 4 - 5 - 6 株主による違法行為の差止権

株主に違法行為の差止請求権が認められている理由を説明できる。

監査役設置会社または委員会設置会社であるか、それら以外の会社であるかによって、株主が違法行為の差止請求権を行使できる要件はどのように異なるか、およびその理由を説明できる。

—__株主が有する違法行為差止請求権の行使の方法について説明できる。

3 - 4 - 6 会計参与

会計参与の制度が設けられている理由を説明できる。

会計参与の制度を監査役・会計監査人の制度と比較して、その異

同を条文に即して説明できる。

~~—会計参与の権限・義務について説明できる。—~~

(会計参与制度の理解の一部である。)

~~—会計参与の資格について説明できる。—~~

(会計参与制度の理解の一部である。)

~~—~~会計参与が法人の場合において会社に通知しなければならない内容を説明できる。

会計参与の員数と任期について条文に即して説明できる。

会計参与の選任及び解任に関する会社法上の手続について条文に即して説明できる。

~~—会計参与の終任事由について説明できる。—~~

(会計参与の選任・解任とともに理解すべきである。)

~~—~~委員会設置会社における会計参与の報酬決定手続について説明できる。

~~—会計参与の会社に対する責任について説明できる。—~~

(会計参与制度の理解の一部である。)

~~—会計参与報告の概要について説明できる。—~~

(会計参与制度の理解の一部である。)

3 - 4 - 7 監査役

3 - 4 - 7 - 1 監査役と会社の関係

監査役がいわゆる「独任機関」とされている理由を説明できる。

監査役が会社を代表する場合があるが、その具体例を挙げて説明できる。

監査役の報酬等の決定方法について説明できる。

~~—監査費用に係る会社法の規律内容について説明できる。—~~

(監査役の性質を理解する一部である。)

3 - 4 - 7 - 2 監査役の選任・終任等

監査役の資格について条文に即して説明できる。

~~—監査役は取締役などと兼任することが禁止されている理由を説明できる。—~~

監査役の員数に関する会社法上の規律内容について条文に即して

説明できる。

監査役の任期に関する会社法上の規律内容について、取締役の場合と比較して、条文に即して説明できる。

監査役を選任する機関および解任する機関について説明できる。

~~—監査役の終任事由について説明できる。—~~

(監査役の選任・解任と併せて理解すべきである。)

~~—監査役を株主総会で選任もしくは解任し、または監査役が辞任する場合の会社法上の手続について、取締役の場合と比較して、説明できる。—~~

(監査役の選任・解任の理解の一部である。)

監査役の解任の訴えの提訴権者、被告および要件について条文に即して説明できる。

補欠監査役の意義について説明できる。

一時監査役の意義について説明できる。

3 - 4 - 7 - 3 監査役設置会社

監査役設置会社の定義(会社法2条9号)を説明し、これと異なる意義で用いられる「監査役設置会社」の規定を挙げることができる。

~~—会社法上、監査役を設置しなければならない会社と設置してはならない会社を説明できる。—~~

(監査役設置会社の理解と不可分である。)

監査役設置会社の監査役の監査の範囲を条文に即して説明できる。

~~—監査役の業務監査に関して、監査役の権限が妥当性監査に及ぶか否かをめぐる学説の状況を説明できる。—~~

(監査役の監査範囲の理解の一部である。)

~~—監査役が監査のための情報を入手する方法について説明できる。—~~

(監査役の監査範囲とともに理解されるべきである。)

取締役の不正行為等に対する監査役の会社法上の権限及びこれに関する報告義務について条文に即して説明できる。

取締役の会社に対する責任を追及する場合における監査役の会社法上の役割を条文に即して説明できる。

3 - 4 - 7 - 4 監査役会設置会社

監査役会の制度が設けられている理由を説明できる。

(但し、監査役制度全体の条文構造理解の一部である。)

監査役会と監査委員会の組織及び権限について、その異同を説明できる。

—監査役会の設置が強制される会社について説明できる。—

(監査役設置会社の理解の一部である。)

常勤監査役を選任しなければならない理由を説明できる。

員数が3名以上で、社外監査役が半数以上でなければならないとされている(会社法335条2項)理由を説明できる。

社外監査役の意義について説明できる。

監査役会が設けられた理由、及び会社法上、監査役会の権限と監査役の権限との間でどのような調整がなされているかを条文に即して説明できる。

—監査役会の運営について説明できる。—

(監査役会理解の一部である。)

監査役会監査報告と監査役監査報告の関係について説明できる。

(監査役会理解の一部である。)

3-4-7-5 責任

監査役が会社に対して責任を負う場合についての会社法の規律内容を条文に即して説明できる。

監査役が第三者に対して責任を負う場合について会社法の規律内容を条文に即して説明できる。

—監査役設置会社が取締役の責任を追及する場合に会社を代表する者がだれか(会社法386条)を説明できる。

3-4-8 会計監査人

3-4-8-1 総説

会計監査人の制度が設けられている理由を説明できる。

会計監査人を置かなければならない会社(会社法328条)について説明できる。

会計監査人設置会社が委員会設置会社か監査役設置会社(または監査役会設置会社)かのいずれかでなければならない理由を説明で

きる。

会社と会計監査人の関係を条文に即して説明できる。

会計監査人の報酬決定手続を条文に即して説明できる。

3-4-8-2 選任・終任

会計監査人の資格を条文に即して説明できる。

—会計監査人として監査法人が選任された場合に何をすべきかを説明できる。

会計監査人の任期について条文に即して説明できる。

会計監査人の選任および解任の手続について条文に即して説明できる。

会計監査人の選任および解任に係る監査役・監査役会または監査委員会の権限・義務について条文に即して説明できる。

3-4-8-3 権限・義務・責任

会計監査人の権限および義務について条文に即して説明できる。

会計監査報告の内容について条文に即して説明できる。

会計監査人が任務を怠り会社に損害が発生した場合において、会社がその会計監査人の責任を追及する方法について条文に即して説明できる。

会計監査報告に虚偽の記載等があった場合の会計監査人の責任について条文に即して説明できる。

3-4-8-4 承認特則・分配特則

—会社法における承認特則規定(会社法439条)および分配特則規定(会社法459条)について、それが会計監査人設置会社の特則とされていることの意味を説明できる。—

3-4-9 委員会設置会社

3-4-9-1 委員会設置会社の意義

—委員会設置会社における機関構成および権限分配について、監査役会設置会社と比較した場合の特徴を簡潔に説明できる(いわゆるモニタリング・モデルの意義について説明できる)。—

(委員会設置会社の条文構造理解に昇華させるべきである。)

委員会設置会社になることができる株式会社はどのような会社であるかについて条文に即して説明できる。

~~—委員会設置会社とならなければならない株式会社は存在するか。存在しないとしたら、会社法は、どのような考え方に基づいて委員会設置会社制度を設けているのか説明できる。—~~

(委員会設置会社の意義・趣旨の理解の一部である。)

~~—委員会設置会社において、必ず設置しなければならない機関は何か、なぜそれらの機関が必置の機関とされているかを説明できる。—~~

(委員会設置会社の意義・趣旨の理解の一部である。)

委員会設置会社において、監査役又は監査役会を設置することができない理由を説明できる。

3 - 4 - 9 - 2 委員会設置会社における取締役・取締役会

委員会設置会社における取締役の選任機関及び選任方法について条文に即して説明できる。

委員会設置会社における取締役の選任に対し、指名委員会がどのように関わるかを条文に即して説明できる。

委員会設置会社においては、取締役を種類株主総会で選任する旨の定款の定めを置くことが禁止されている理由を説明できる。

委員会設置会社における社外取締役の選任に関する規律について条文に即して説明できる。

委員会設置会社の取締役の任期について条文に即して説明できる。

~~—委員会設置会社の取締役の任期は、当該会社が非公開会社であっても、定款によって伸長することができない理由を説明できる。~~

委員会設置会社の取締役を解任する機関について説明できる。

委員会設置会社の取締役会の権限について条文に即して説明できる。

だれが委員会設置会社の取締役会を招集することができるのかを説明できる。

委員会設置会社の取締役会の専決事項について、条文に即して説明できる。

~~—委員会設置会社の取締役会の専決事項を委員会設置会社以外の取締役会設置会社におけるそれと比較し、両者の異同を説明できる。—~~

また、~~委員会設置会社の取締役会の専決事項がより制限されている理由について説明~~できる。

(委員会設置会社取締役会専決事項の理解の一部である。)

委員会設置会社の取締役は、原則として当該会社の業務を執行することを禁止されている理由を説明できる。

~~—委員会設置会社の取締役は、取締役会から会社の業務執行の決定の委任を受けることができない理由を説明できる。—~~

(委員会設置会社取締役の業務執行制限理解の一部である。)

~~—委員会設置会社の取締役は支配人その他の使用人との兼任を禁止されている理由を説明できる。—~~

(委員会設置会社取締役の業務執行制限理解の一部である。)

~~—委員会設置会社の取締役は執行役との兼任が禁止されていない理由を説明できる。—~~

(委員会設置会社取締役の業務執行制限理解の一部である。)

~~—委員会設置会社においては特別取締役制度を採用することが禁止されている理由を説明できる。~~

~~—委員会設置会社の取締役会の専決事項である「経営の基本方針」(会社法416条1項1号イ)に関して決議すべき事項を具体的に説明することができる。~~

すべての委員会設置会社の取締役会に「会社の業務の適正を確保するための体制の整備」をする義務が課されている理由を説明できる。

(但し、「体制の整備」義務の条文構造理解に昇華させるべきである。)

~~—「会社の業務の適正を確保するための体制の整備」として、取締役会でどのような事項について決議すべきかを説明できる。~~

~~—各委員会の職務の執行の状況を取締役会に報告する義務を負う取締役は、どのような取締役か説明できる。~~

~~—当該委員会設置会社およびその子会社に対する業務・財産状況の調査権を有する取締役は、どのような取締役か説明できる。~~

委員会設置会社の取締役の報酬を決定する機関はどこか説明できる。

委員会設置会社の取締役に対し会社が訴えを提起する場合において、又は取締役が委員会設置会社に対し訴えを提起する場合において、

て、委員会設置会社を代表するのは、だれか。

3 - 4 - 9 - 3 三委員会の権限・構成・運営

3 - 4 - 9 - 3 - 1 各委員会の構成・運営

各委員会の委員の員数に関する規律について条文に即して説明できる。

各委員会の委員の過半数が社外取締役でなければならないとされている理由を説明できる。

各委員会の委員が取締役の中から選定される理由を説明できる。

各委員会の委員の選定機関について条文に即して説明できる。

各委員会の委員を解職する機関について条文に即して説明できる。

—各委員会の委員の員数に欠員が生じた場合における会社法上の効果について説明できる。—

(委員員数理解の一部である。)

各委員会の決定を取締役会の決議により修正又は破棄することの可否について説明できる。

各委員会の招集権者及び招集手続について条文に即して説明できる。

各委員会における決議の方法について条文に即して説明できる。

各委員会の委員である取締役がその職務の執行につき会社に対し費用の前払・支払費用の償還等を請求することができるのは、どのような場合か条文に即して説明できる。

—各委員会において、決議を省略することの可否及びそのような規律が採用されている理由について説明できる。

—各委員会において、報告を省略することができるのはどのような場合かを条文に即して説明できる。

—だれが各委員会の議事録を閲覧謄写することができるか、また、その場合に充たすべき条件について、条文に即して説明できる。

3 - 4 - 9 - 3 - 2 指名委員会

指名委員会の権限について説明できる。

—指名委員会には執行役の選任・解任議案について決定する権限がない理由について説明できる。—

(指名委員会の権限理解の一部である。)

3 - 4 - 9 - 3 - 3 監査委員会

監査委員会の権限について説明できる。

監査委員会と監査役会との異同について説明できる。

監査委員会の委員の要件及びその理由について条文に即して説明できる。

監査委員会の委員の中に監査役会設置会社の場合のように常勤の者を置くことが義務付けられていない理由を説明できる。

各監査委員に対し執行役・取締役に対する差止請求権が付与されている趣旨について説明できる。

当該委員会設置会社およびその子会社に対する業務・財産状況の調査権を有する監査委員は、どのような取締役か説明できる。

執行役・取締役の会社に対する責任を一部免除する場合に監査委員会全員の同意を要する趣旨について説明できる。

委員会設置会社において、株主から株主代表訴訟の提訴請求を受ける権限を有するのは、だれかを説明することができる。

監査委員会の監査報告において報告すべき事項について条文に即して説明できる。

監査委員会における監査報告の内容の決定方法について条文に即して説明できる。

~~—監査委員が監査委員会における監査報告の内容と異なる意見をもつ場合に、当該監査委員はどのような措置を講ずることができるかを説明できる。—~~

(監査報告内容の理解の一部である。)

監査委員は、執行役又は取締役が不正の行為をし、若しくはそのおそれがあると認めるとき、又は法令定款違反の事実若しくは不当な事実があると認めるとき、遅滞なく取締役会に対する報告をしなければならないものとされる趣旨について、説明できる。

監査委員会が、株主総会に提出する会計監査人の選任解任、不再任に関する議案の内容の決定権限を有する理由について、説明できる。

3 - 4 - 9 - 3 - 4 報酬委員会

報酬委員会の権限について説明できる。

委員会設置会社において、株主総会において取締役の報酬を決定することは可能か。又、その旨の定款の定め効力について説明できる。

報酬委員会が、執行役等の個人別の報酬等の内容を決定する場合の方法について条文に即して説明できる。

報酬委員会が、執行役等の個人別の報酬等の内容を決定する際の決定すべき事項について条文に即して説明できる。

報酬委員会が使用人兼務執行役の使用人としての報酬等の部分についても決定することが可能かどうか、及びその理由について説明できる。

3 - 4 - 9 - 4 執行役

執行役の欠格事由について条文に即して説明できる。

~~—法人が執行役となることを認められていない理由を説明することができる。—~~

(執行役資格の理解の一部である。)

~~—執行役が株主でなければならない旨を定款で定めることの可否について説明できる。—~~

(執行役資格の理解の一部である。)

~~—定款で執行役の資格を一定の者に限ることの可否および限界について、具体例を挙げて説明できる。—~~

(執行役資格の理解の一部である。)

執行役の任期に関する会社法上の規律について条文に即して説明できる。

執行役の員数に関する会社法上の規律について条文に即して説明できる。

執行役を選任する機関について条文に即して説明できる。

執行役の終任事由について条文に即して説明できる。

~~—~~執行役が任期の定めがある場合において任期中に辞任することの可否およびその法的根拠について説明できる。

執行役を解任する機関について条文に即して説明できる。

~~—「正当な理由」無く執行役を解任する場合とは、どのような場合か。また、「正当な理由」無く解任された執行役の救済方法について~~

説明できる。

(執行役解任の理解の一部である。)

— 執行役の員数に欠員が生じた場合における会社法上の効果について条文に即して説明できる。

執行役の権限について条文に即して説明できる。

— 複数の執行役が存在する場合における業務執行に係る意思決定の方法について条文に即して説明できる。

執行役の監査委員に対する報告義務が生ずるのは、どのような場合かについて条文に即して説明できる。

委員会設置会社において、だれが会社を代表するかを説明できる。

複数の執行役が存在する場合における代表執行役の選定に関する規律について条文に即して説明できる。

代表執行役の権限について条文に即して説明できる。

— 代表執行役の権限の濫用とはどのような場合かを具体例を挙げて説明できる。また、そのような行為の効果について判例の状況を説明できる。

(但し、実務的に必要な基本具体例を理解していればよい。)

代表権を有する執行役の権限を制限することの可否およびその限界について説明できる。

— 執行役の職務執行を停止し、その職務代行者の選任を裁判所に申し立てることができるのはどのような場合か説明できる。

(代表権ある執行役の権限制限理解の一部である。)

— 職務執行停止中の執行役が行った行為の効力について説明できる。

(代表権ある執行役の権限制限理解の一部である。)

執行役の職務代行者の権限について条文に即して説明できる。

委員会設置会社の執行役に対し会社が訴えを提起する場合において、又は執行役が委員会設置会社に対し訴えを提起する場合において、委員会設置会社を代表するのは、だれかを説明できる。

表見代表執行役制度の趣旨について説明できる。

— 表見代表執行役制度が適用されるための要件について、概説できる。

(表見代表執行役理解の一部である。)

— 会社法 4 2 1 条にいう「委員会設置会社を代表する権限を有するものと認められる名称」とはなにかを、具体例を挙げて説明できる。

(表見代表執行役理解の一部である。)

3 - 5 計算

3 - 5 - 1 総説

— 株式会社の計算に関して、会社法に詳細な規定が置かれていること理由を説明できる。

「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」(会社法 4 3 1 条) と規定されることの意味を説明できる。

— 「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行 (会社法 4 3 1 条) の意義を説明し、その具体的内容について例を挙げることができる。」
— 会社計算規則に「この省令の用語の解釈及び規定に適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。」(3 条) と規定されるが、「しん酌」とはどのようなことかを説明できる。

3 - 5 - 2 会計帳簿とその作成

「会計帳簿」の意義を説明し、その帳簿が何であるかについて具体的な例を挙げることができる。

— 閲覧・謄写請求できる「会計帳簿」の内容、閲覧・謄写請求することができる者、閲覧・謄写請求の手続、会計帳簿の閲覧・謄写請求を拒否できる場合を説明できる。

(条文を引ければよい。)

— 会計帳簿に係る提出命令について説明できる。

— 会計帳簿の保存期間を説明できる。

— 会計帳簿に係る「資産の評価」(会社計算規則 5 条) について、「取得価額」「時価」の意義、「償却すべき資産」「相当の償却」「減損損失を認識すべき資産」「相当の減額」の意義、3 項と 6 項の規定内容の違いを説明できる。

会計帳簿における「負債の評価」(会社計算規則 6 条) について、「引当金」の意義を説明し、その具体例を挙げることができる。

— 「資本金」と「準備金」の算定方法に係る会社法の規律内容 (会社法 4 4 5 条) を説明できる。

—貸借対照表上の「純資産の部」における勘定科目間の振替に係る会社法の規律内容を説明できる。

(但し、条文を引けることが望ましい。)

3 - 5 - 3 計算書類等の概念

—「計算書類」(会社法435条2項・会社計算規則2条3項2号)及び「計算関係書類」(会社計算規則2条3項3号)の意義を説明できる。

—「最終事業年度」(会社法2条24号・会社計算規則2条3項1号)の意義を説明できる。

—「臨時計算書類」の意義とそれが作成される理由を説明できる。

「連結計算書類」の意義とそれが作成される理由を説明できる。

—「連結計算書類」を作成しなければならない会社を説明できる。

3 - 5 - 4 各事業年度に係る計算書類の確定手続(決算手続)

3 - 5 - 4 - 1 各事業年度に係る計算書類等の作成

各事業年度に係る計算書類等が、会社法上、どのように作成されるかを説明できる。

会計参与設置会社における計算書類等の作成に関する規律内容を説明できる。ある程度理解している。

—会社計算規則に定める「貸借対照表の区分」を説明できる(会社計算規則73条1項)。

(授業においては、実例をいくつか検討すべきである。)

—会社計算規則に定める「貸借対照表」の「資産の部」の区分、「負債の部」の区分、「純資産の部」の区分を説明できる(会社計算規則74条1項・2項、75条1項、76条1項1号・2項・4項・8項)。

(授業においては、実例をいくつか検討すべきである。)

—「損益計算書」の区分を説明できる(会社計算規則88条1項)。

(授業においては、実例をいくつか検討すべきである。)

—「株主資本等変動計算書」の意義を説明できる。

(授業においては、実例をいくつか検討すべきである。)

—「個別注記表」の内容の概要を説明できる。

(授業においては、実例をいくつか検討すべきである。)

—各事業年度に係る計算書類に係る「附属明細書」に表示すべき事項を説明できる(会社計算規則117条)。

(授業においては、実例をいくつか検討すべきである。)

—「事業報告」の意義を説明できる。

(授業においては、実例をいくつか検討すべきである。)

—「事業報告」の「附属明細書」の内容とすべき事項の概要を説明できる。

(授業においては、実例をいくつか検討すべきである。)

3 - 5 - 4 - 2 各事業年度に係る計算書類等の監査と事業報告等の監査

3 - 5 - 4 - 2 - 1 総説

法定の監査機関による監査を受けなければならない会社をある程度説明できる。

3 - 5 - 4 - 2 - 2 事業報告等の監査

3 - 5 - 4 - 2 - 2 - 1 監査役設置会社および監査役会設置会社における事業報告等の監査

—事業報告等の監査における「監査役設置会社」の意義を説明できる。

—事業報告等の監査役監査報告の内容について、その概要を説明できる。

(授業ではいくつかの実例を検討すべきである。)

—監査役監査報告の通知期限と通知先を説明できる。

—「監査したものとみなす」(会社計算規則124条3項)場合を説明できる。なぜ、そのような取扱いがなされるのかを説明できる。

—監査役会監査報告の作成方法を説明できる。

—監査役会監査報告の内容について、その概要を説明できる。

—監査役会監査報告の通知期限と通知先を説明できる。

3 - 5 - 4 - 2 - 2 - 2 委員会設置会社における事業報告等の監査

~~—委員会設置会社の特有の事業報告およびその附属明細書の内容について、その概要を説明できる。—~~

~~—事業報告等の監査委員会監査報告の内容について、その概要を説明できる。—~~

~~—監査委員会監査報告の通知期限と通知先を説明できる。—~~

~~—「監査したものとみなす」場合（会社計算規則124条3項、130条3項）を説明できる。なぜ、そのような取扱いがなされるのかを説明できる。—~~

~~—監査委員会監査報告の作成方法を説明できる。—~~

3-5-4-2-3 計算書類等の監査

3-5-4-2-3-1 非会計監査人設置会社における計算書類等の監査

~~—計算書類等の監査役監査報告の内容について、その概要を説明できる。—~~

~~—監査役監査報告の通知期限と通知先を説明できる。—~~

~~—監査役会監査報告の作成方法を説明できる。—~~

~~—監査役会監査報告の内容について、その概要を説明できる。—~~

~~—監査役会監査報告の通知期限と通知先を説明できる。—~~

3-5-4-2-3-2 会計監査人設置会社

~~—計算書類等の監査における会計監査人設置会社と監査役設置会社・監査役会設置会社・委員会設置会社の関係を説明できる。—~~

~~—計算書類等の会計監査報告の内容について、その概要を説明できる。—~~

~~—会計監査報告の通知期限と通知先を説明できる。—~~

~~—会計監査人設置会社における会計監査に関して、監査役監査報告及び監査役会監査報告並びに監査委員会監査報告の記載事項を説明できる。—~~

~~—監査役監査報告、監査役会監査報告、監査委員会監査報告について、それぞれの通知期限と通知先を説明できる。—~~

~~—「会計監査人の職務の執行に関する事項」に係る会社計算規則の規律について、その趣旨と内容の概要を説明できる。—~~

3-5-4-3 取締役会の承認

~~取締役会設置会社において、計算書類等に対して取締役会の承認がなされる時期を説明できる。~~

3-5-4-4 計算書類等の開示等

3-5-4-4-1 備置き・閲覧謄写請求

~~—計算書類等として、何が、どこに、いつからいつまで、備え置かれ、誰が、どのようにして、それらを閲覧または謄写請求することができるかを説明できる。—~~

~~（条文があることを知っていれば足りる。）~~

~~—計算書類等の保管期間を説明できる。—~~

~~（条文があることを知っていれば足りる。）~~

3-5-4-4-2 株主への提供

~~取締役会設置会社において、定時株主総会の前に株主に対して計算書類等が提供されることに関する会社法の規律内容を説明できる。理解している。~~

3-5-4-4-3 計算書類等の提出命令

~~計算書類等の提出命令を説明できる。理解している。~~

3-5-4-4-5 定時株主総会での承認

~~各事業年度に係る計算書類を確定する機関について説明できる。理解している。~~

~~—定時株主総会に提出される計算書類等が何か、それらが定時株主総会でどのように取扱われるかを説明できる。—~~

~~—「承認特別規定」の意味とその適用要件を説明できる。—~~

3-5-4-6 公告

~~—計算書類のうち、何が、いつから、どのような方法により、公告されるのかを、そのような公告が求められる理由とともに、説明できる。—~~

—公告をしなくてもよい場合を説明できる。—

3 - 5 - 5 連結計算書類の作成等

—各事業年度における連結計算書類に関する会社法上の手続を、個別計算書類の場合と比較して、説明できる。—

3 - 5 - 6 臨時計算書類の作成等

—臨時計算書類の作成時期と「臨時決算」の手続を説明できる。—

3 - 5 - 7 資本金と準備金の増減

3 - 5 - 7 - 1 資本金の増加と減少

資本金が増加する場合を条文に即してある程度説明できる（会社法445条1項・448条1項2号・450条，会社計算規則25条1項）。

資本金が減少する場合を条文に即してある程度説明できる（会社法447条，会社計算規則25条2項）。

—資本金を株主総会決議によって減少する場合に必要とされる会社法上の手続を説明できる（会社法447条，449条・309条2項9号）。—

（条文があることを知っていれば足りる。）

—資本金の減少に際して債権者異議手続が定められている理由について説明できる。—

（条文を知っていれば足りる。）

—債権者に異議を述べる機会を付与するため、会社はどのような事項を公告・催告しなければならないかについて、説明できる。—

（条文があることを知っていれば足りる。）

—債権者異議手続において、会社が各別の催告をしなければならない「知っている債権者」とはどのような債権者かを説明できる。—

（条文があることを知っていれば足りる。）

—債権者異議手続において、会社が、知っている債権者への各別の催告を要しないのはどのような場合かについて、説明できる。—

（条文があることを知っていれば足りる。）

—債権者が異議を述べることのできる期間内に異議を述べたとき、—

会社はどのような措置をとらなければならないか、そのような措置をとらなくてもよいのはどのような場合か、について説明できる。—

（条文を知っていれば足りる。）

—債権者が異議を述べることのできる期間内に異議を述べなかった場合の効果について説明できる。—

（条文があることを知っていれば足りる。）

「欠損の額」の意義（会社法449条1項2号，会社計算規則151条）について説明できる。

—資本金を株主総会決議によらないで減少することができる場合について説明できる（会社法447条3項）—

—資本金減少無効の訴えの制度，無効原因，無効判決の効力について説明できる。—

—資本金減少無効の訴えにおいて，原告が悪意・重過失である場合の扱いについて説明できる。—

3 - 5 - 7 - 2 準備金の増加と減少

—準備金が増加する場合を説明できる（会社法445条2項3項4項・447条1項2号・451条，会社計算規則26条1項・28条1項）。—

（条文があることを知っていれば足りる。）

—準備金が減少する場合を説明できる（会社法448条，会社計算規則26条2項・28条2項）。—

（条文があることを知っていれば足りる。）

—準備金を株主総会決議によって減少する場合に必要とされる会社法上の手続を説明できる（会社法448条・449条）。—

（条文があることを知っていれば足りる。）

—準備金を株主総会決議によらないで減少することができる場合について説明できる（会社法448条3項）—

—準備金減少の無効を争う方法について説明できる。—

3 - 5 - 8 剰余金の増加と減少，剰余金の処分

3 - 5 - 8 - 1 剰余金の配当

剰余金の配当をすることができる時期とその手続について条文に

即して説明できる。

—法令の手續に違反した剰余金の配当の効力について、学説の状況を説明できる。—

—剰余金の配当の決定と「効力発生日」の関係について説明できる。—

「中間配当」について条文に即して説明できる。

—「分配特別規定」(会社法459条、会社計算規則155条)について、そのような特別が設けられた理由とその規定が効力を有するための要件を説明できる。—

—いわゆる「現物配当」に関して、それを実行するための手續と「金銭分配請求権」及び「基準株式数」に係る制度の内容について説明できる。—

—「分配可能額」の算定における「剰余金」の額について、その算定方法の概要を説明できる。—

(条文があることを知っていれば足りる。)

—分配可能額を超過した剰余金の配当の効力について、学説の状況を説明できる。—

分配可能額を超過して剰余金の配当をした場合に係る業務執行者等の責任に関する会社法の規律内容を条文に即して説明できる。

—剰余金の配当をした日の属する事業年度に係る計算書類につき、定時株主総会の承認(または承認特別規定が適用になる場合は取締役会の承認)の時点でいわゆる「欠損」が生じた場合における役員等の責任に関する会社法の規律内容を説明できる。—

(条文があることを知っていれば足りる。)

—「連結配当規制適用会社」について説明できる。—

(存在を知っている程度で足りる。)

—純資産額が300万円を下回る株式会社につき、剰余金の配当に関する会社法の規定が適用にならない理由を説明できる(会社法458条)。—

3-5-8-2 剰余金についてのその他の処分

—「剰余金についてのその他の処分」の意義を説明できる。—

—「剰余金についてのその他の処分」をする場合に必要とされる会社法上の手續を説明できる。—

3-5-8-3 剰余金の増加と減少

—その他資本剰余金またはその他利益剰余金が増加する場合を説明できる(会社計算規則27条1項、29条1項)。

(条文があることを知っていれば足りる。)

—その他資本剰余金またはその他利益剰余金が増加する場合を説明できる(会社法450条1項・451条1項、会社計算規則27条1項、29条1項)。

(条文があることを知っていれば足りる。)

3-6-1 会社の設立

3-6-1-1 総説

—法人の設立に関する主義(特許主義、許可主義、準則主義、自由主義)について説明できる。—

(民法における理解で足りる。)

株式会社の設立の意義、会社の成立時期についてある程度説明できる。

株式会社の設立方法に2種類あることについてある程度説明できる。

3-6-1-2 発起設立の意義

発起人の意義についてある程度説明できる。

変態設立事項がない場合の設立手続きについてある程度説明できる。

定款の意義についてある程度説明できる。

—定款の絶対的記載事項について説明できる。—

—定款の相対的記載事項、任意的記載事項について、具体例を挙げて説明できる。—

—定款について公証人の認証が必要とされる理由について説明できる。—

—設立時に発行すべき株式数および会社の成立に必要な引受株式数について説明できる。—

3-6-1-3 募集設立の意義

- 創立総会の意義、権限について説明できる。—
- 創立総会の決議方法、運営方法について説明できる。—

3 - 6 - 1 - 4 出資の履行

- 株式会社の場合の出資の対象となりうるものについて、合名会社・合資会社の場合とどのような差異があるか、それはどのような理由によるものか説明できる。—
- 出資の履行の方法、履行がない場合の扱いについて説明できる。—
- 払込金保管証明書制度について説明できる。—
- 預金、見せ金の意義およびその効力に関する議論の状況についてある程度説明できる。
- 株式の引受に係る意思表示についての無効・取消の制限について説明できる。—

3 - 6 - 1 - 5 設立時取締役等

- 設立時取締役・設立時監査役の職務について説明できる。—
- 設立時取締役・設立時監査役の選任、設立時代表取締役、設立時委員・設立時代表執行役の選定（会社法25条）の方法について説明できる。—

3 - 6 - 1 - 6 変態設立事項

- 変態設立事項および同事項がある場合の設立手続きについて説明できる。また、そのような規制が課される理由について説明できる。—
- 現物出資をなしうる者について説明できる。—
- 現物出資、財産引受けに際して検査役の調査が不要とされる場合、およびそのような扱いが認められる理由について条文に即して説明できる。
- 定款に記載のない財産引受けの効力および追認の可否・方法に関する判例・学説の状況について説明できる。—
- 設立費用であるが、定款への記載・記録がなくとも成立後の会社の負担としうるものについて具体例を挙げることができるとともに、その理由について説明できる。—

3 - 6 - 1 - 7 設立中の会社・発起人組合

- 設立中の会社の意義について説明できる。—
- 設立中の会社、成立後の会社、発起人組合の関係について説明できる。—
- 発起人の権限について説明できる。—
- 発起人がなした開業準備行為が成立後の会社に帰属するかどうかに関する判例・学説の状況について説明できる。—
- 定款に設立費用について記載・記録がある場合に、設立費用にあたる債務について会社成立前に発起人により弁済されていなかった場合の、同費用債務の成立後の会社への帰属に関する判例・学説の状況について説明できる。—

3 - 6 - 1 - 8 発起人等の責任

- 会社が成立した場合の発起人等の責任（会社法53条）、その免除方法（会社法55条）について説明できる。—
- 会社が不成立の場合の発起人の責任（会社法56条）について説明できる。—
- 発起人等の価額填補責任（会社法52条、103条1項）、その免除方法（会社法55条）について説明できる。—
- 擬似発起人の意義、責任について説明できる。—

3 - 6 - 1 - 9 設立の無効

- 会社設立無効の訴えの制度、無効原因、無効判決の効力について説明できる。—
- 設立無効の訴えにおいて、原告が悪意・重過失である場合の扱いについて説明できる。—

3 - 6 - 1 - 10 事後設立

- 事後設立規制の意義についてある程度説明できる。

3 - 6 - 2 定款変更

- 定款変更の方法について条文に即して説明できる。
- 定款変更に際して、株主総会の特別決議を要しない場合を具体例を挙げて説明できる。—
- 定款変更の際に特殊決議を要する場合を説明できる。

~~発行可能株式総数を増加させる定款変更の場合の規制とその理由について説明できる。~~

3 - 7 事業譲渡・組織再編等

3 - 7 - 1 組織再編総則

他の会社から事業を取得する方法として、どのようなものがあるか、また、それぞれの手法のメリット・デメリットについてある程度説明できる。

3 - 7 - 2 合併

3 - 7 - 2 - 1 意義

吸収合併の意義について説明できる。

新設合併の意義について説明できる。

~~実務では新設合併が好まれない理由について説明できる。~~

合併により消滅会社の権利義務の全部が存続会社または設立会社に承継されることを、事業譲渡における事業を構成する権利義務の承継と対比しつつ、説明できる。

~~株式会社は、どのような種類の会社と合併することができるかを説明できる。~~

~~株式会社間で合併する場合、または株式会社と持分会社が合併する場合、存続会社・設立会社となりうる会社の種類について説明できる。~~

~~合併により、消滅会社は解散し清算手続を行うことなく消滅することを説明できる。~~

~~清算中の会社が存続会社となる吸収合併をすることができないことを説明できる。~~

3 - 7 - 2 - 2 吸収合併

3 - 7 - 2 - 2 - 1 吸収合併契約

~~吸収合併契約に定めなければならない事項(会社法749条1項)の概要について説明できる。~~

(条文を引ければよい。)

吸収合併において、消滅会社の株主に交付される対価(吸収合併における合併対価)とすることが認められる財産の種類について、新設合併における合併対価と対比しつつ、説明できる。

いわゆる交付金合併および三角合併とはどのような合併かについて説明できる。

三角合併を行うための子会社による親会社株式の取得禁止の例外について条文に即して説明できる。

~~消滅会社の株主に、吸収合併における合併対価をどのように割り当てるかに関する定めは、どのような内容のものでなければならぬかを説明できる。~~

~~消滅会社が有する自己株式および存続会社が有する消滅会社の株式には合併対価が割り当てられないことを理解できる。~~

~~吸収合併の合併対価として存続会社の株式が交付される場合の、吸収合併後の資本金の額について説明できる。~~

~~消滅会社が新株予約権を発行している場合の、当該新株予約権の取扱いについて説明できる。~~

~~吸収合併契約の当事会社が、吸収合併契約等備置開始日から効力発生日の後6ヶ月を経過する日までの間、合併契約の内容等を記載した書面(または電磁的記録)を本店に備え置かなければならず、各当事会社の株主および債権者は、その書面(電磁的記録)の閲覧・謄写等の請求をすることができること(事前開示。次の項目において同じ)とされている趣旨について、説明できる。~~

~~事前開示において、吸収合併契約の当事会社が本店に備え置かなければならないとされる書面の記載事項について、その概要を説明できる。~~

3 - 7 - 2 - 2 - 2 吸収合併契約の承認決議

~~吸収合併契約とその承認決議との関係について、説明できる。~~

~~吸収合併契約の承認決議の決議要件と、そのような要件が求められる理由について、説明できる。~~

~~合併対価として、消滅会社の譲渡制限株式の株主でない株主に、譲渡制限株式が交付される場合の、消滅会社における吸収合併契約の承認決議の決議要件について、説明できる(会社法309条3項~~

~~2号、783条3項)。~~

~~—合併対価として、消滅会社の株主に持分等が交付される場合の、消滅会社における吸収合併契約の承認手続の特則について、説明できる(会社法783条2項4項)。~~

~~—存続会社にいわゆる合併差損が生じる場合、存続会社における吸収合併契約の承認決議に際し、取締役が説明しなければならない事項について、説明できる。~~

~~—実質債務超過の会社が合併当事会社となることができるか否かについての学説の状況を説明できる。~~

~~(但し、授業では触れるべきである。)~~

~~—消滅会社から承継する資産に存続会社の株式が含まれる場合、存続会社の吸収合併契約の承認決議において、取締役が説明しなければならない事項について、説明できる。~~

3 - 7 - 2 - 2 - 3 反対株主の株式買取請求権・新株予約権買取請求権

反対株主に株式買取請求権が認められる理由について説明できる。

吸収合併において、株主が株式買取請求権を行使するための要件(会社法785条2項の反対株主となるための要件)について、条文に即して説明できる。

~~—株式買取請求権が行使された場合、株式会社は、反対株主の株式を「公正な価格」で買い取らなければならないが、ここでいう「公正な価格」の意味について、会社法制定前の「(吸収合併契約の)承認ノ決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル価格」と対比しつつ、説明できる。~~

会社と株式買取請求をした株主の間で株式の価格の決定につき協議が調わない場合に、とりうる手段について、条文に即して説明できる。

~~—反対株主による株式買取請求の撤回の制限について説明できる。~~

~~—株式買取請求に応じた買取りの効力がいつ生じるかについて説明できる。~~

~~—吸収合併をする場合、消滅会社の新株予約権者に新株予約権の買取請求権が認められる理由、および消滅会社の新株予約権者のうち新株予約権の買取請求権が認められないのはどのような新株予約権~~

~~の新株予約権者かについて、説明できる。~~

3 - 7 - 2 - 2 - 4 債権者異議手続

合併当事会社の債権者について、債権者異議手続が定められている理由について説明できる。

~~—債権者に異議を述べる機会を付与するため、合併当事会社はどのような事項を公告・催告しなければならないかについて、説明できる。~~

~~(条文を引ければよい。)~~

~~—債権者異議手続において、吸収合併の当事会社が各別の催告をしなければならぬ「知っている債権者」とはどのような債権者かを説明できる。~~

~~(但し、授業では触れるべきである。)~~

~~—債権者異議手続において、合併当事会社が、知っている債権者への各別の催告を要しないのはどのような場合かについて、説明できる。~~

~~(但し、授業では触れるべきである。)~~

~~—債権者が異議を述べることのできる期間内に吸収合併に異議を述べたとき、会社はどのような措置をとらなければならないか、そのような措置をとらなくてもよいのはどのような場合か、について説明できる。~~

~~—債権者が異議を述べることのできる期間内に異議を述べなかった場合の効果について説明できる。~~

3 - 7 - 2 - 2 - 5 合併の効力発生・登記

~~—吸収合併の効力はいつ発生するかについて、新設合併の場合と対比しつつ、説明できる。~~

吸収合併の効力発生により、消滅会社が有していた権利義務はどのように存続会社に移転するか、この移転を第三者に対抗するにはどうすればよいかについて、説明できる。

~~—吸収合併の効力発生により、消滅会社の株主はどのようになるかについて、説明できる。~~

~~—吸収合併における合併の登記の時期について説明できる。~~

~~—消滅会社の吸収合併による解散の登記の効力およびそのような処~~

理がされる理由について説明できる。

—吸収合併において、存続会社はどのような登記をすることになるかを説明できる。

—存続会社が、吸収合併の効力発生日後遅滞なく、吸収合併により承継した権利義務その他の吸収合併手続の経過等を記載・記録した書面または電磁的記録を作成し、6ヶ月間本店に備え置き、株主および会社債権者の閲覧等の請求に応じなければならないとされる理由について説明できる。

3 - 7 - 2 - 2 - 6 簡易合併・略式合併

—簡易合併制度が認められている理由について説明できる。

—吸収合併の存続会社において、簡易合併の手続を行うための要件について、説明できる。

(但し、条文があることを知っておくべきである。)

—存続会社において議決権を有する株式のうち法務省令で定める数の株式を有する株主が簡易合併に反対する意思を会社に通知したときは、簡易合併手続を行うことができないとされている(会社法796条4項)理由を説明できる。

—特別支配会社(会社法468条1項)の意義を述べた上で、消滅会社または存続会社において略式合併制度が認められている理由について説明できる。

—略式合併手続がされる場合において、消滅会社の株主または存続会社の株主が吸収合併の差止めを求めることができるとされている理由、および差止めが認められるための要件について、説明できる。

3 - 7 - 2 - 3 新設合併

—新設合併契約に定めなければならない事項(会社法753条1項)の概要について、吸収合併契約と対比しつつ、説明できる。

—新設合併において、消滅会社の株主に交付される対価(新設合併における合併対価)とすることが認められる財産の種類について、説明できる。

—新設合併の効力はいつ生じるかについて説明できる。

—新設合併手続が株式会社の設立手続の特則となっていること(会社法814条)を説明できる。

—新設合併における合併の登記の時期について説明できる。

—新設合併において、消滅会社・設立会社はどのような登記をすることになるかを説明できる。

3 - 7 - 2 - 4 合併の無効

合併の無効については、合併無効の訴えという方法によらなければならない理由について、説明できる。

合併無効の訴えの、原告適格・被告・提訴期間について、条文に即して説明できる。

どのような事由が合併の無効原因となるかについて、ある程度説明できる。

合併比率の不正が合併無効原因となるか否かについての、判例・学説の状況について、ある程度説明できる。

—合併の効力発生日後に合併契約の承認決議の瑕疵(決議取消事由)を理由に合併の無効を主張するにはどうすればよいかに関する学説の状況について、説明できる。

—合併無効判決がどのような効力を有するか、およびその理由について、説明できる。

—合併無効判決が確定すると、吸収合併・新設合併の消滅会社・設立会社はどのようなことになるかについて説明できる。

—合併無効判決が確定すると、合併後に存続会社・設立会社が取得した財産、負担した債務はどうなるかについて、説明できる。

—合併無効の訴えにおける、原告が悪意(または重過失)の場合の扱い(会社法836条、846条)について、説明できる。

3 - 7 - 3 会社分割

3 - 7 - 3 - 1 意義

会社分割の意義・活用場面についてある程度説明できる。

—吸収分割と新設分割の異同について説明できる。

いわゆる物的(分社型)分割と人的(分割型)分割の異同・活用場面について条文に即してある程度説明するとともに、会社法の下で、人的分割と同等の効果をどのような方法で実現することができるか、条文に即してある程度説明できる(会社法758条8項・7

60条7項)。

—会社法が人的分割を廃止し、物的分割という法律構成に統合している理由について説明できる。—

—会社分割における承継と合併における承継の異同について説明できる。—

—会社分割と同等の効果を達成する会社分割以外の方法による場合と対比しつつ、会社分割の特徴を説明できる。—

(但し、授業ではある程度検討すべきである。)

—吸収分割において、分割会社となることができる会社と承継会社となることができる会社の種類の組み合わせについて説明できる。—

—新設分割において、分割会社となることができる会社と設立会社となることができる会社の種類の組み合わせについて説明できる。—

—会社分割の当事会社の債務の履行の見込みがあることが会社分割の効力要件であるかどうかに関する議論について説明できる。—

(但し、授業ではある程度検討すべきである。)

3-7-3-2 吸収分割

3-7-3-2-1 吸収分割契約

—吸収分割契約に定めなければならない事項(会社法75-8条1項)の概要について説明できる。—

(条文が引ければよい。)

いわゆる交付金分割および三角分割とはどのような会社分割かについてある程度説明できる。

—子会社を分割会社、親会社を承継会社とする吸収分割に際して子会社が親会社株式の割当てを受ける場合における、子会社による親会社株式の取得禁止の例外について説明できる。

—吸収分割により承継させることのできない権利義務としてどのようなものが考えられるか、具体例を挙げて説明できる。—

吸収分割において、分割会社に交付する対価とすることが認められる財産の種類について、新設分割における対価と対比しつつ説明できる。

—分割会社に対する会社分割の対価の割当てに関する定めは、どのような内容のものでなければならぬかを説明できる。—

—分割会社が保有する承継会社の株式を会社分割により承継会社に承継させることができること、およびそのための条件は何かを説明できる。

—分割会社が保有する自己株式を会社分割により承継会社に承継させることができること、およびそのための条件は何かを説明できる。

—会社分割の対価として承継会社の株式が交付される場合における、会社分割後の承継会社の資本金および準備金の額について説明できる。—

—分割会社が新株予約権を発行している場合における、当該新株予約権の取扱いについて説明できる。—

3-7-3-2-2 吸収分割契約の承認決議

3-7-2-2-2の項目参照

3-7-3-2-3 反対株主の株式買取請求権・新株予約権買取請求権

吸収分割をする場合において、分割会社の新株予約権者のうちその買取請求権が認められるのはどのような新株予約権の新株予約権者か、なぜ当該新株予約権者に新株予約権の買取請求権が認められているのかを、ある程度説明できる。

その他3-7-2-2-3の項目参照。

3-7-3-2-4 債権者異議手続

分割会社の債権者の中で、債権者異議手続が必要な債権者とは、どのような債権者かをある程度説明できる。

承継会社の債権者の中で、債権者異議手続が必要な場合は、どのような場合かについてある程度説明できる。

—債権者に異議を述べる機会を付与するため、吸収分割の当事会社はどのような事項を公告・催告しなければならないかについて、説明できる。—とくに、一般の債権者異議手続にはない分割会社に特有の催告に係る規律について説明できる。—

各別の催告を受けるべき不法行為債権者に対する催告がなされなかった場合の法的効果について説明できる。

—その他3-7-2-2-4の項目参照。—

—債権者異議手続において、会社分割の当事会社が、知っている債権者に各別の催告することを要しないのはどのような場合かについて、説明できる。

—債権者が、異議を述べることのできる期間内に、会社分割に異議を述べた場合、会社はどのような対応をしなければならないかについて、説明できる。

分割会社における労働者の保護のための規律の概要について説明できる。—理解している。

(保護法の存在を知っていれば足りる。)

3 - 7 - 3 - 2 - 5 吸収分割の効力発生・登記

—吸収分割の効力はいつ発生するかについて、新設分割の場合と対比しつつ、説明できる。

—吸収分割の効力発生により、分割会社が有していた権利義務はどのように承継会社に移転するか、この移転を第三者に対抗するにはどうすればよいかについて、説明できる。

—吸収分割における会社分割による変更の登記の時期について説明できる。

—吸収分割における会社分割による変更の登記として、分割会社および承継会社のそれぞれにつき、どのような事項を登記することになるかを説明できる。

—元本の確定前に会社分割がなされた場合における、根抵当権に関する権利義務について説明できる。

—分割会社および承継会社は、共同して、会社分割の効力発生日後遅滞なく、当該行為により設立会社が承継した分割会社の権利義務その他の分割に関する事項として法務省令で定める事項を記載・記録した書面または電磁的記録を作成し、6ヶ月間本店に備え置かなければならないとされる理由について説明できる。

その他2

—3 - 7 - 2 - 2 - 5の項目参照。

—会社分割の当事会社に対し、事後開示書面または電磁的記録の閲覧・謄写等を請求できる者の範囲について、説明できる。

3 - 7 - 3 - 2 - 6 簡易分割・略式分割

—いわゆる簡易分割制度(会社法784条3項・796条3項・805条)が認められている理由およびその手続を行うための要件について、説明できる。

—分割会社の側における簡易分割に反対の分割会社の株主には株式買取請求権が認められない(会社法785条1項2号・806条1項2号)理由を説明できる。

—分割会社の側においては、議決権を有する株式のうち法務省令で定める数の株式を有する株主が簡易分割に反対する意思を会社に通知したときは簡易分割手続を行うことができないとされる制度(会社法796条4項参照)が存在しない理由について、説明できる。

—分割会社および承継会社において略式分割の手続を行うための要件について、説明できる。

—その他3 - 7 - 2 - 2 - 6の項目参照。

3 - 7 - 3 - 3 新設分割

—新設分割計画に定めなければならない事項(会社法763条1項)の概要について、吸収分割契約と対比しつつ、説明できる。

—新設分割において、承継会社に交付される対価(新設分割における対価)とすることが認められる財産の種類について、説明できる。

—新設分割の効力はいつ生じるかについて説明できる。

—新設分割における設立会社の設立の登記の時期について説明できる。

—新設分割において、分割会社・設立会社はどのような登記をすることになるかを説明できる。

3 - 7 - 3 - 4 吸収分割・新設分割の無効

—どのような事由が吸収分割・新設分割の無効原因となるかについて、説明できる。

—その他3 - 7 - 2 - 4の項目参照。

3 - 7 - 4 株式交換・株式移転

3 - 7 - 4 - 1 意義

株式交換の意義について説明できる。

株式移転の意義について説明できる。

株式交換・株式移転と合併の異同について説明できる。

—完全子会社化（純粋持株会社化の場合も含む。）には、どのような長所があるかについて説明できる。—

（株式の交換・移転の制度目的や利用方法がわかれば足りる。）

—株式交換・株式移転により、完全親会社の株主の権利が縮減するという議論があるが、それはどのような意味かについて具体例を挙げて、説明できる。—

（株式の交換・移転の制度目的や利用方法がわかれば足りる。）

—少数株主を締め出す（スライズ・アウト）ための手段として、株式交換・株式移転が用いられる可能性があるが、その場合の法的問題点について説明できる。スライズ・アウトの方法として、その他にどのような方法があるかについて、説明できる。—

（株式の交換・移転の消極的効果の理解で足り、コアではない。）

—株式交換・株式移転による完全子会社化とそれ以外の方法による完全子会社化の方法のメリット・デメリットについて、相互に比較しつつ説明できる。—

（株式の交換・移転の消極的効果の理解で足り、コアではない。）

—株式交換において、完全親会社となることができる会社の種類について説明できる。—

（株式の交換・移転の効果として理解できればよい。）

—株式移転において、完全親会社となることができる会社の種類について説明できる。—

（株式の交換・移転の効果として理解できればよい。）

3 - 7 - 4 - 2 株式交換

3 - 7 - 4 - 2 - 1 株式交換契約

株式交換契約に定めなければならない事項（会社法768条1項）の概要について説明できる。

—株式交換において、完全子会社となる会社の株主に交付される対価とすることが認められる財産の種類について、株式移転における対価と対比しつつ説明できる。—

（株式交換・移転の理解において対価を比較できていればよい。）

いわゆる交付金株式交換および三角株式交換とはどのようなものかについて説明できる。

—完全子会社となる会社の株主に対する株式交換における対価の割当てに関する定めは、どのような内容のものでなければならぬかを説明できる。—

（株式交換・移転の理解において対価を比較できていればよい。）

—完全親会社となる会社が有する完全子会社となる会社の株式には、対価を割り当てることが可能かどうか、説明できる。—

（コアではない。）

—完全子会社となる会社の有する自己株式および完全親会社となる会社の子会社が有する完全子会社となる会社の株式には、対価を割り当てることが可能かどうか、説明できる。—

（コアではない。）

—株式交換の対価として完全親会社となる会社の株式が交付される場合における、株式交換後の完全親会社の資本金および準備金の額について説明できる。—

（実務的にすぎ、コアではない。）

—完全子会社となる会社が新株予約権を発行している場合における、当該新株予約権の取扱いについて説明できる。—

（条文が読めればよい。）

—完全子会社となる会社が新株予約権付社債を発行している場合における、当該新株予約権付社債の取扱いについて説明できる。—

（条文が読めればよい。）

—事前開示書面（または電磁的記録）の閲覧・謄写等を請求することができる者の範囲について説明できる。—

（条文が読めればよい。）

3 - 7 - 4 - 2 - 2 株式交換承認決議

3 - 7 - 2 - 2 - 2の項目参照

3 - 7 - 4 - 2 - 3 反対株主の株式買取請求権・新株予約権買取請求権

株式交換・株式移転をする場合において、株式交換完全子会社の

新株予約権者のうちその買取請求権が認められるのはどのような新株予約権の新株予約権者か、なぜ当該新株予約権者に買取請求権が認められているのかを、説明できる。理解している。

(このような制度の存在と基本的仕組みを理解していれば足りる。)

その他 3 - 7 - 2 - 2 - 3 の項目参照。

3 - 7 - 4 - 2 - 4 債権者異議手続

株式交換・株式移転により完全子会社となる会社の債権者の中で、債権者異議手続が必要な債権者とは、どのような債権者かを説明できる。

株式交換により完全親会社となる会社において、債権者異議手続が必要な場合は、どのような場合かについて説明できる。

その他 3 - 7 - 2 - 2 - 4 の項目参照。

3 - 7 - 4 - 2 - 5 株式交換の効力発生・登記

株式交換の効力はいつ発生するかについて、株式移転の場合と対比しつつ、説明できる。

—株式交換の効力発生により、完全親会社および完全子会社の株主・株式交換契約新株予約権の新株予約権者(有価証券が発行されている場合には当該有価証券の帰趨も含む。)は、法的にどのように取り扱われるかについて説明できる。—

(条文が読めればよい。)

—株式交換における完全親会社の変更の登記を必要とするのは、どのような場合かについて説明できる。—

(条文が読めればよい。)

—完全親会社・完全子会社は、共同して、株式交換・株式移転の効力発生日後遅滞なく、当該行為により完全親会社が取得した完全子会社の株式の数その他の株式交換・株式移転に関する事項として法務省令で定める事項を記載・記録した書面または電磁的記録を作成し、6ヶ月間本店に備え置かなければならないとされる理由について説明できる。—

(条文が読めればよい。)

—完全親会社・完全子会社に対し、事後開示書面または電磁的記録の閲覧・謄写等を請求できる者の範囲について、説明できる。—

(条文が読めればよい。)

3 - 7 - 4 - 2 - 6 簡易株式交換・略式株式交換

—簡易株式交換制度が認められている理由および当該手続を行うための要件について説明できる。—

(実務的にも使用頻度は低いと思われる。)

—その他 3 - 7 - 2 - 2 - 6 の項目参照。—

(実務的にも使用頻度は低いと思われる。)

3 - 7 - 4 - 3 株式移転

共同株式移転の意義について、説明できる。

株式移転計画に定めなければならない事項(会社法 7 7 3 条 1 項)の概要について、株式交換契約と対比しつつ、説明できる。

—株式移転において、完全子会社となる会社の株主に交付される対価(株式移転における対価)とすることが認められる財産の種類について、説明できる。—

株式移転の効力はいつ生じるかについて説明できる。

—株式移転における完全親会社の設立の登記の時期について説明できる。—

(株式移転の効力理解の一部である。)

—株式移転において、完全子会社・完全親会社はどのような登記をすることになるかを説明できる。—

3 - 7 - 4 - 4 株式交換・株式移転の無効

どのような事由が株式交換・株式移転の無効原因となるかについて、説明できる。

—株式交換・株式移転無効判決が確定した場合における、完全親会社が保有する完全子会社株式の法的取扱いについて説明できる。—

(無効原因の理解の一部である。)

—その他 3 - 7 - 2 - 4 の項目参照。—

3 - 7 - 5 事業譲渡等

会社法第二編第七章所定の「事業譲渡」の意義について、判例および学説の状況を説明できる。理解している。

(但し、条文構造を理解するのに必要な程度でよい。)

株式会社が事業の全部または重要な一部を譲渡する場合、原則として株主総会の特別決議を要し、「反対株主」に株式買取請求権が認められている理由を説明できる。

事業の全部または重要な一部の譲渡において、株主が株式買取請求権を行使するための要件(会社法469条2項の反対株主となるための要件)について条文に即して説明できる。

—「事業の重要な一部」か否かの判断の基準について、いわゆる簡易事業譲渡の要件(会社法467条1項2号かっこ書)との関係に言及しつつ、説明できる。—

(実務的にも使用頻度が低いと思われる。)

—合併等の場合と同様、事業譲渡の場合にも略式の手続(会社法468条1項)が認められているが(略式事業譲渡)、その手続を行うための要件に関して略式合併等の場合と共通する特別支配会社の意義を説明できるとともに、略式合併等の場合における手続(特に、会社法784条2項・796条2項に着目)と比べてどのような相違点が存するか、説明できる。—

(条文が読めればよい。)

—必要な株主総会決議を経ない事業譲渡の効力について、判例および学説の状況を説明できる。—

(条文構造の理解があればよい。)

他の会社の事業全部の譲受けの場合に、原則として株主総会の特別決議を要し、反対株主に株式買取請求権が認められている理由を、説明できる。

—事業全部の譲受けの場合の簡易の手続および略式の手続について説明できる。—

(条文が読めればよい。)

—簡易の事業全部の譲受けの手続による場合において、譲受会社が株主に対し株式買取請求に係る通知・公告をした日から2週間以内に法務省令で定める数の株主がその譲受けに反対する意思を会社に通知したときは、簡易の事業全部の譲受け手続を行うことができない理由を説明できる。—

(条文が読めればよい。)

—事業全部の賃貸、事業全部の経営の委任、事業上の損益全部を共

通にする契約またはそれに準ずる契約の締結、変更または解約をす
る場合には、原則として株主総会の特別決議を要し、反対株主に株
式買取請求権が認められている理由を説明できる。—

(条文構造が理解できれば足りる。)

3-7-6 組織変更

—組織変更の意義について、持分会社(合名会社・合資会社・合同
会社)間の会社の種類の変更がそれに含まれないことにも留意しつ
つ、説明することができる。—

(抽象的すぎる。)

—__組織変更と同様のことを実現する他の方法の具体例をあげるこ
とができるとともに、それらと比較して組織変更にはどのような利
点があるかを説明できる。

組織変更が利害関係者(社員・株主、債権者のほか、株式会社か
ら持分会社への組織変更の場合には、さらに新株予約権者等が考え
られる)の利害にどのような影響を及ぼすかの理解を踏まえ、組織
変更に必要な手続の概要を、株式会社から持分会社への組織変更の
場合と持分会社から株式会社への組織変更の場合とに分けて、条文
に即して説明することができる。

(但し、条文の理解に必要な範囲で足りる。)

—株式会社から持分会社への組織変更において組織変更時に各株主
に交付する持分や金銭等の内容について、吸収合併における会社法
749条3項等と比較して株主の有する株式の数に応じた取扱いを
要求する規定が設けられていない理由を説明できる。—

(条文が読めれば足りる。)

—株式会社から持分会社への組織変更における組織変更計画の内容
等を記載した書面(または電磁的記録)の備置きおよび閲覧等につ
いて、合併・会社分割・株式交換・株式移転について設けられてい
る同様の制度(会社法782条・794条・803条)に比べて簡
略なものにとどめられている理由を説明することができる。—

(条文が読めれば足りる。)

—持分会社から株式会社への組織変更における債権者異議手続の内容は、
合名会社・合資会社を株式会社に組織する場合と合同会社を
株式会社に組織変更する場合とで異なり、前者では知られている債権

者への各別の催告を省略することができないのに対し、後者では、株式会社から持分会社への組織変更の場合と同様、各別の催告を省略しうる理由を説明できる。

(条文が読めれば足りる。)

—組織変更の効力はいつ生じるかについて説明できる。

—組織変更の手続が違法である場合に、組織変更の効力を争う方法について説明することができる。

(組織変更の効力と一体的に理解できていればよい。)

3 - 8 解散・清算

3 - 8 - 1 総説

解散の意義と清算の意義を説明できる。

(但し、基本概念が理解できていれば足りる。)

解散と清算の関係を説明できる。

(但し、基本概念が理解できていれば足りる。)

3 - 8 - 2 解散

3 - 8 - 2 - 1 解散事由

株式会社の解散事由について説明できる。

—解散判決が認められる要件とこの要件に関する学説・判例の状況を説明できる。

(条文が理解できれば足りる。)

—休眠会社の意義とそのみなし解散の制度について説明できる。

(条文が理解できれば足りる。)

3 - 8 - 2 - 2 会社の継続

—株式会社の継続が認められる場合とその場合の手続について説明できる。

3 - 8 - 2 - 3 解散会社

—解散株式会社がすることができない行為を説明できる。

(解散会社についての効果の一部にすぎない。)

3 - 8 - 3 清算

3 - 8 - 3 - 1 通常清算

3 - 8 - 3 - 1 - 1 清算開始原因

株式会社の清算を必要とする場合がどのような場合かを説明できる。

3 - 8 - 3 - 1 - 2 清算株式会社

清算株式会社が有する能力について説明できる。

清算株式会社に対して株式会社に関する規定の適用が認められない事項について説明できる。

(清算株式会社の能力についての理解の一部にすぎない。)

3 - 8 - 3 - 1 - 3 機関

—清算株式会社の機関について、株式会社の機関と対比して、説明できる。

(条文が読めれば足りる。)

—清算人に就任する者に係る会社法の規律内容を説明できる。

(条文が読めれば足りる。)

—清算人の報酬に関する規律内容を説明できる。

(条文が読めれば足りる。)

—清算人の終任事由について説明できる。

(条文が読めれば足りる。)

—清算人の解任手続について説明できる。

(条文が読めれば足りる。)

—清算人会設置会社と非清算人会設置会社における清算人の職務・権限について説明できる。

(条文が読めれば足りる。)

3 - 8 - 3 - 1 - 4 財産調査・債務の弁済・残余財産の分配

—清算株式会社における財産目録等の作成・監査・承認・保存等に関する会社法の規律内容の概要を説明できる。

(条文が読めれば足りる。)

— 清算株式会社における債務の弁済に関する会社法の規律内容の概要を説明できる。—

(条文が読めれば足りる。)

— 清算株式会社における残余財産の分配に関する会社法の規律内容の概要を説明できる。—

(条文が読めれば足りる。)

— 清算株式会社が債務を完済することができなくなることが明らかになったときに必要な手続について説明できる。—

(条文が読めれば足りる。)

3 - 8 - 3 - 1 - 5 清算事務の終了

— 清算株式会社の清算事務が終了したときの手続について説明できる。—

(条文が読めれば足りる。)

— 清算結子の登記の意義について説明できる。—

(条文が読めれば足りる。)

3 - 8 - 3 - 2 特別清算

— 特別清算手続を他の倒産処理手続と比較して、その特徴を説明できる。—

(実務的にも使用頻度が低く、条文が読めれば足りる。)

— 特別清算が開始する原因とそれを開始するための手続を説明できる。—

(実務的にも使用頻度が低く、条文が読めれば足りる。)

第4章 持分会社

(株式会社の理解で十分であり、その他の会社形態については、条文が探せて、読めれば足りる。)

4 - 1 総論

— 持分会社に属する3種類の会社が何かを述べ、それぞれの特徴を説明できる。—

— 株式会社と合名会社の共通点・相違点につき、たとえば機関の分

化の有無、社員の責任、持分の譲渡性、定款の記載事項などを念頭に置いて、説明できる。—

— 株式会社の株式と持分会社の持分の違いにつき、たとえばその均等性などを念頭に置いて、説明できる。—

— 法人が持分会社の社員となることの可否を説明できる。—

4 - 2 設立

— 持分会社の設立における定款の作成の手続について、説明できる。—

— 持分会社の設立において、会社財産の確保のためにどのような法規制がなされているか(いないか)を説明できる。—

— 合名会社・合資会社・合同会社のそれぞれにおいて、会社の成立時に社員となるものが行うことのできる出資の内容について説明できる。—

— 持分会社の設立無効の訴え・設立取消の訴えについて、それぞれその制度の趣旨を説明できる。—

4 - 3 社員の責任

— 無限責任社員が、会社債権者に対して負う責任の内容について、具体的な例を挙げて説明することができる。—

— 合資会社の有限責任社員と、合同会社の有限責任社員とで、会社債権者に対して負う責任につきどのような共通点・相違点があるかを、具体的な例を挙げて説明することができる。—

— 有限責任社員が自己を無限責任社員と誤認させる行為をしたときの当該社員の責任について説明できる。—

— 持分会社の社員でない者が自己を社員と誤認させる行為をしたときのその者(擬似社員)の責任について説明できる。—

4 - 4 持分の譲渡

— 持分の譲渡の手続について、その原則、有限責任社員でありかつ業務執行社員でないものが持分を譲渡しようとする場合の例外、定款自治の可否、を説明できる。—

— 持分の全部を譲渡して社員でなくなった者が会社債権者に対して負う義務について、社員でなくなった旨の登記の前後を分けて、説明できる。—

—持分会社が自己の持分を取得することの可否・効果について、説明できる。—

4 - 5 会社の運営

—業務を執行する社員（業務執行社員）を定款で定めない場合に誰が業務執行社員となるかを説明できる。—

—業務執行社員を定款で定めない場合に（「業務の執行」ではなく）「業務の決定」が誰によってどのように行われるかを、常務（日常の業務）とそうでない場合とを区別して、説明できる。—

—業務執行社員を定款で定めた場合に「業務の決定」が誰によってどのように行われるかを、説明できる。—

—業務を執行しない社員にも、業務・財産状況調査権が認められていること（592条）の趣旨を説明できる。—

—法人が業務執行社員となる場合に、どのような手続が必要となるかを説明できる。—

—持分会社を代表する者は誰かについて、説明できる。—

—社員の業務執行権・代表権を訴えにより消滅させる（会社法859条・860条）ことができるのはどのような場合かを、説明できる。—

4 - 6 業務執行社員の義務と責任

—業務執行社員が会社に対して負う義務について説明できる。—

—業務執行社員の競業・利益相反取引について、どのような手続が必要かを説明できる。—

—業務執行社員が、会社・第三者に対して損害賠償責任を負うことにつき、それがどのような場合であるかを説明できる。—

4 - 7 社員の加入・退社

—持分会社において、社員の加入にどのような手続が必要となるかを説明できる。—

—持分会社の社員の退社につき、具体例を挙げて、任意退社（会社法606条）と法定退社（会社法607条）を説明することができる。特に、除名について、その意義と手続の概要を説明することができる。—

—社員に任意退社が認められている理由、および予告退社（会社法606条1項）と即時退社（会社法606条3項）の意義について、説明することができる。—

—社員の退社に伴い行われる持分の払戻しについて、その意義を説明することができる。—

4 - 8 計算

—持分会社が会計帳簿・計算書類の作成・保存義務を負うことについて、その趣旨を説明することができる。—

—持分会社の計算書類を閲覧することができるものが誰であるかを、合名会社・合資会社・合同会社の場合に分けて、会社の種類によって違いが生じる理由を含めて説明することができる。—

—持分会社における損益の分配および利益配当の意義について説明することができる。—

—持分会社における出資の払戻しにつき、その意義と、持分の払戻しとの違いについて、説明することができる。—

—合同会社と合名会社・合資会社について、利益配当について存する規制の重要な違い（会社法628条）を説明できる。—

—合同会社と合名会社・合資会社について、出資の払戻し・持分の払戻しについて存する規制の重要な違い（会社法632条・635条）を説明できる。—

4 - 9 基礎的変更

—持分会社の定款変更には原則として総社員の同意が必要であり、その要件は定款で異なる定めができることについて、そのようなルール（会社法637条）が置かれていることと理由を説明できる。—

—定款変更によって持分会社の種類を変更する場合について、具体例を挙げて説明することができる。—

—持分会社が吸収合併の消滅会社または存続会社となる場合について、それぞれどのような手続が必要となるか（会社法793条・802条）を説明できる。—

—持分会社における解散と清算の意義、および両者の関係について説明することができる。—

—持分会社の解散の訴えが認められる要件と、それが株式会社の場合

~~合とどのように違っているかについて、説明することができる。~~
以上

商法モデル案について（追加意見照会分）

総論

ウ 商法総則・商行為法のコアカリキュラムについて

商法総則・商行為法のコアカリキュラム案には反対である。

本来、法科大学院教育におけるコアカリキュラムの設定は、法科大学院が新制度下における法曹養成の中心的な役割を担うべく、最低限の修得目標を明確化することにより、試験準備への負担を軽減して実践的な教育を実現することにその意味があるはずである。

かかる観点からすれば、そもそも、商法総則・商行為法は、コアカリキュラムとしての独自性自体に疑義があるのであって、一科目として独立して取り扱われるべき必要性についての十分な検討が必要である。

少なくとも、上記コアカリキュラムの趣旨に照らせば、商法総則・商行為法のコアカリキュラムは、民法との適用関係の理解に重点が置かれるべきであり、かつそれで足りるものである。

ところが、商法総則・商行為のコアカリキュラム案は、商法総則・商行為全般にわたり、詳細な学習事項を列挙し、個々の論点を積み上げることによる過大な目標を設定している。法科大学院におけるコアカリキュラムは、従来の法学部教育における一方通行とは異なる教育における客観的な最低限度の修得目標であることを明確に位置付けるべきである。その観点からは、商法を専門分野とする研究者以外の意見をも集計しつつ、設定されるべきものである。

また、法科大学院の教育において、商法には、それほど多くの授業時間（単位数）が用意されていない上、商法の授業の中心は会社法とならざるをえないのが現状である。法律基本科目の学習が、法的思考の基礎を身に付けるものであるとすれば、法科大学院教育において商法総則・商行為法を独立した法律基本科目として、その全体を万遍なく学習させることは現実的でないことに加え、そのような法分野を独立科目として、民法などの科目と同様な理解を求めることはかえって法律基本科目全体のバランスを乱すことにもなりかねない。

商法総則・商行為のコアカリキュラム案は、学生及び教育者双方に知識偏重という誤解を与えたとともに、それによって、実務法曹に不可欠な法的思考の基礎の修得が蔑ろにされることさえ危惧されるものであって、上記コア

カリキュラムの趣旨に反しているといわざるをえない。

各論（第二編 商法総則）

個別項目に対する意見は、以下のとおりである。なお、補足事項については、各検討項目の下に括弧書きにて記述している。

1 総論

商事に関する事項について、商法、商慣習および民法の適用順序を条文に即して説明できる。

~~形式的意義の商法と実質的意義の商法について、説明できる。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

~~商法の存在意義（実質的意義の商法とは何か）に関する学説の状況について、説明できる。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

~~商法（実質的意義の商法）の規定の特色と傾向について、説明できる。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

~~商法の体系における、商人概念と商行為概念の関係について、固有の商人、擬制商人、基本的商行為（絶対的商行為・営業的商行為）、附属的商行為の各概念に言及しつつ、説明できる。~~

（条文の所在がわかれば足りる。）

2 商人

~~固有の商人（商法4条1項）とは何かを説明できる。~~

（条文の所在がわかれば足りる。）

~~擬制商人（商法4条2項）とは何かを説明できる。~~

（条文の所在がわかれば足りる。）

~~会社が商人であることを説明できる。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

~~会社が事業として行う行為および事業のために行う行為が商行為であることを説明できる。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

~~会社以外の法人（公法人を含む）も商人になりうることを説明できる。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

~~信用協同組合・信用金庫が商人にあたるか否かに関する、判例・学説の状~~

~~況について、説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~小商人の意義および小商人制度の存在理由、ならびに商法総則上の制度のうち小商人に適用されないものについて、説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~自然人の商人資格の取得時期に関する、判例および学説の状況について、説明できる。また、自然人の商人資格の喪失時期について説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~未成年者や成年被後見人が、自ら営業を行うことにより有効に権利を取得し義務を負担することができるか否か(営業能力を有するか否か)について、説明できる。~~

(民法と対比できればよい。)

~~未成年者が営業を行うときに、その登記をしなければならない理由について、説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~後見人が被後見人のために営業を行うとき、その登記をしなければならない理由について、説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

3 商業登記

商業登記の意義について条文に即して説明できる。

~~いわゆる絶対的登記事項と相対的登記事項について、それぞれ例を挙げて説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~登記官の審査権について、いわゆる形式的審査主義と実質的審査主義のいずれが採用されているかに関する判例・学説の状況を説明できる(商業登記法24条参照)。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

商業登記の効力(商法9条)について、第一編2-2-5 参照

(第一編2-2-5に対する意見を参照されたい。)

4 商号

(商号制度を理解できれば足り、各個別項目のレベルまで要求する必要はない。)

~~個人商人の商号は登記しなければならないか否かについて説明できる。~~

~~商号は、営業とともにする場合または営業を廃止する場合に限り、譲渡できるとされている理由について、説明できる。~~

~~商号の譲渡を第三者に対抗するにはどうすればよいかを説明できる。~~

~~自己の氏・氏名を使用して営業または事業を行うことを他人に許諾した(商人ではない)自然人は、その自然人が当該営業を行うものと誤認して当該他人と取引した者に対し、当該取引によって生じた債務を弁済する責任があるか否かに関する学説の状況について、説明できる。~~

(法曹養成教育において、このような問題に気づく能力は身につける必要はある。)

その他、第一編2-2-1参照

(第一編2-2-1に対する意見を参照されたい。)

5 商業帳簿

~~商法総則において、会社・外国会社以外の商人について、商業帳簿に関する規定が設けられている理由を説明できる。~~

(商業帳簿の条文理解で足りる。)

商人の会計が「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」に従うこととされている趣旨について、条文に即して説明できる。

(条文のほか、GAAPの存在を知っていることが必要である。)

~~商法総則における商業帳簿の意義について、説明できる。~~

(商業帳簿の条文理解で足りる。)

~~商業帳簿およびその営業に関する重要な資料の保存義務の内容、ならびにそのような義務が存する理由について、説明できる。~~

(商業帳簿の条文理解で足りる。)

~~商業帳簿の裁判所による提出命令および商業帳簿の証拠力について、説明できる。~~

(民事訴訟法と対比して理解していれば足りる。)

6 商業使用人

第一編2-2-2参照

(第一編2-2-2に対する意見を参照されたい。)

7 代理商

第一編 2 - 2 - 3 参照

(第一編 2 - 2 - 3 に対する意見を参照されたい。)

8 営業譲渡

第一編 2 - 2 - 4 参照

(第一編 2 - 2 - 4 に対する意見を参照されたい。)

各論 (第三編 商行為)

3 - 1 総則

3 - 1 - 1 商行為

~~商行為の定め方に関する、客観主義、主観主義および折衷主義とはどのようなものであるか、また、わが国の商法がどの立場に立脚するものであるかについて、説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

絶対的商行為、営業的商行為および附属的商行為の意義について、説明できる。

(但し、定義程度で足りる。)

基本的商行為および補助的商行為の意義について、説明できる。

(但し、定義程度で足りる。)

一方的商行為および双方向的商行為の意義について、説明できる。

(但し、定義程度で足りる。)

~~絶対的商行為の例を挙げることができる。~~

(条文の存在を知っていれば足りる。)

~~商法 5 0 2 条の営業的商行為の要件である「営業としてする」の意義について、説明できる。~~

(条文の存在を知っていれば足りる。)

商法 5 0 2 条 7 号の「客の来集を目的とする場屋(じょうおく)における取引」の意義について、具体例を挙げて説明できる。

(但し、具体例のイメージとともに、条文の内容を理解していれば足りる。)

~~貸金業者や質屋営業者の行う金銭の貸付は、商法 5 0 2 条 8 号の「再替その他の銀行取引」には当たらない理由を説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~商法 5 0 2 条 9 号の「保険」には、共済や相互保険(相互保険会社の行う~~

~~保険)が含まれない理由について、理解できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~商法 5 0 2 条 1 0 号の「寄託の引受け」の意義について説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

商法 5 0 2 条 1 1 号の「仲立ち」の意義について、代理や取次と比較しつつ、具体例を挙げて説明できる。

(但し、具体例のイメージとともに、条文の内容を理解していれば足りる。)

~~宅地建物取引業者は、一般に商事仲立人ではなく民事仲立人であるとされる理由について、説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

商法 5 0 2 条 1 1 号の「取次ぎ」の意義について、具体例を挙げて説明できる。

(但し、具体例のイメージとともに、条文の内容を理解していれば足りる。)

商法 5 0 3 条 1 項の附属的商行為の要件である「商人がその営業のためにする行為」の意義について、説明できる。理解している。

~~商人の行為は「その営業のためにするものと推定」されているが、当該推定が破られるのはどのような場合か、具体例を挙げて説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~商人資格を取得するための準備行為も附属的商行為であることを説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

3 - 1 - 2 約款

~~約款の法的拘束力の根拠に関する判例・学説の状況を説明できる。~~

(但し、約款の存在を知るとともに、その法的拘束力に対する問題意識を持つことは必要である。)

~~約款の解釈原則の内容について説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

3 - 1 - 3 商行為の代理・委任

~~「商行為の代理の引受け」が営業的商行為であることを理解できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~商行為の代理においていわゆる「非顕名主義」が採用されている理由を説明できる。~~

(民法が理解できれば足りる。)

~~手形行為の代理について商行為の代理の規律が適用されるかどうかに関する学説の状況を説明できる。~~

(民法が理解できれば足りる。)

~~商行為の代理であることを知らずに代理人と取引した者が代理人に対して履行の請求をすることができるための主観的要件は何か、また、代理人に対し履行を請求した場合における相手方と本人との間の法律関係の帰趨について、判例・学説の状況を説明できる。~~

(民法が理解できれば足りる。)

~~商行為の代理において、本人が取引の相手方に対して債務の履行を求める訴えを提起し、当該訴訟の継続中に相手方が代理人を取引相手として選択した場合における、当該代理人の債権について時効中断の効力が生ずるかどうかに関する判例・学説の状況を説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~商行為の委任において本人が死亡した場合の代理権の帰趨に関する商法の規律の内容およびその意義について、民法の規律と対比しつつ、説明できる。~~

(民法が理解できれば足りる。)

~~商行為の委任における受任者の権限に関する商法の規律の内容およびその意義について、民法の規律と対比しつつ、説明できる。~~

(民法が理解できれば足りる。)

3 - 1 - 4 商人の行為・商行為の営利性

~~商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときに相当の報酬を請求することができる理由および「他人のために行為をした」に該当するとされる場合に関する判例・学説について説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~商事法定利率が民事法定利率に比して1%高い理由を説明できる。を知っている。~~

商事法定利率が適用される「商行為によって生じた債務」の意義について、たとえば商行為たる契約の債務不履行に基づく損害賠償請求権などの例を挙げつつ説明できる。

(但し、形式的な説明ではなく、事例に適用できることが必要である。)

~~商人間において金銭の消費貸借をしたときは、利息の約定がなくとも、貸~~

~~主は法定利息を請求することができる」とされている理由を説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~商人がその営業の範囲内で他人のために金銭の立替えをしたときは、その立替えの日以後の法定利息を請求することができるものとされている理由を説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

3 - 1 - 5 商行為法における有価証券の特則(商事証券)

~~金銭その他の物または有価証券の給付を目的とする有価証券の譲渡の方式に係る商法の規律について、説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

金銭その他の物または有価証券の給付を目的とする有価証券の善意取得に係る規律について、説明できる。

(但し、民法における善意取得との違いを理解していれば足りる。)

~~金銭その他の物または有価証券の給付を目的とする有価証券の抗弁の制限(切断)に係る規律について、商法には規律がないこと、およびそれに係る民法の規律の内容を説明できる。~~

(但し、民法における善意取得との違いを理解の上、事例に適用できれば足りる。)

指図証券および無記名証券の履行場所が、債務者の現時の営業所、営業所がないときは債務者の住所とされ、取立債務とされている理由について、当該規律が適用される具体例を挙げつつに即して、説明できる。

指図証券および無記名証券の債務者は、その債務の期限が到来した後に所持人が当該証券を提示してその履行を請求したときから付遅滞となるものとされている理由について、事例に即して説明できる。

(但し、形式的な説明ではなく、事例に適用できる能力が必要である。)

金銭その他の物または有価証券の給付を目的とする有価証券の所持人が、当該有価証券を喪失した場合において、公示催告の申立てをしたときは、除権決定が下される前であっても、当該債務者に債務の目的物を供託させ、または相当の担保を供して債務を履行させることができるものとされている理由について、事例に即して説明できる。

3 - 1 - 6 商事債権に関する固有の規律

~~数人がその1人または全員のために商行為たる行為により債務を負担し~~

~~たときは、特約で排除しない限り、当該債務は連帯債務となるものとされる理由について、具体例を挙げて説明できる。~~

(民法における連帯債務の理解で足りる。)

~~多数債務者間の連帯債務に係る規律は、債務者・債権者のいずれにとって商行為である場合に適用されるかに関する判例・学説の状況を説明できる。~~

(民法における連帯債務の理解で足りる。)

~~主たる債務者の商行為によって債務が生じたとき、または保証が商行為であるときは、主たる債務者および保証人が別個の行為により債務を負担した場合であっても、その保証は連帯債務とする商法の規律について、民法の原則と対比しつつ、その意義および特色を説明できる。~~

(民法における連帯債務の理解で足りる。)

~~商行為によって生じた債権を担保するために設定した質権については、流質契約が許容されている趣旨について、説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~流質契約が許容される場合における商行為によって生じた債権とは、債権者・債務者のいずれにとって商行為である場合に適用されるかに関する学説の状況を説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~商行為によって生じた特定物の引渡しをすべき債務の履行場所が、その行為の性質または当事者の意思表示によって定まらないときの当該引渡しをすべき場所に関する商法の規律について、民法の規律と比較しつつ、説明できる。~~

(民法における履行場所の理解で足りる。)

~~商行為によって生じた特定物の引渡し以外の債務の履行をすべき場所が、その行為の性質または当事者の意思表示によって定まらないときの当該債務の履行場所に関する商法の規律について、民法の規律と比較しつつ、説明できる。~~

(民法における履行場所の理解で足りる。)

商人間の留置権の成立要件および法的効力について、その他の商事留置権(商法31条・557条・562条・589条・753条2項)を含めて、民法上の留置権と対比しつつ、説明できる。理解している。

~~商人間の留置権(商法521条)が認められている趣旨について、説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~不動産について商人間の留置権の成立が認められるかどうかに関する判例・学説の状況について、説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

商事消滅時効が債権の消滅時効に関する民法の一般的規律に比較して短期とされているのは、どのような理由によるかを説明できる。ことを理解している。

— 商事消滅時効が適用される「商行為によって生じた債権」の意義について、たとえば商行為たる契約の債務不履行に基づく損害賠償請求権などの例を挙げつつ、説明できる。

(但し、形式的な説明ではなく、事例に適用できることが必要である。)

3 - 1 - 7 商人間の契約の申込み等

商人である対話者間において契約の申し込みを受けた者が直ちに承諾をしなかった場合の申込みの効力(商法507条)について、民法の規律が適用される場合と対比しつつ、説明できる。理解している。

商人である隔地者間において、承諾の期間を定めずに契約の申込みを受けた者が相当の期間内に承諾の通知を発しなかった場合の申込みの効力(商法508条)について、民法の規律が適用される場合と対比しつつ、説明できる。理解している。

商人が、平常取引をなす者から、その営業の部類に属する契約の申込みを受けたときの承諾に関する商法の規律(商法509条)の内容およびその理由を、民法の原則と対比しつつ、説明できる。理解している。

~~商法509条の承諾擬制がなされる「営業の部類に属する契約」の意義に関する判例・学説の状況について、説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~商人が、営業の部類に属する契約の申込みと同時に物品を受け取ったときは、申込みを拒絶した場合であっても申込者の費用をもってその物品を保管しなければならないとされている(商法510条)理由について、説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

3 - 2 商事売買

~~定期行為に係る民法の原則(民法542条)と対比しつつ、定期売買に関する商法の特別(商法525条)の内容およびその理由について、説明できる。~~

~~きる。~~

~~(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)~~

~~定期売買に該当する売買の目的物について、類型化したうえで、具体例を挙げて説明できる。~~

~~(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)~~

~~商人間の売買における売主の自助売却権について、民法の規定に基づき競売する場合と対比しつつ、その要件および効果を説明できる。~~

~~(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)~~

~~商人間の売買における売主の供託権について、民法の規定に基づき供託する場合と対比しつつ、その要件および効果を説明できる。~~

~~(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)~~

~~商人間の売買における買主の検査義務に係る商法の規律の内容およびその理由について、民法と対比しつつ、説明できる。理解している。~~

~~商法5-2-6条は、商人間の売買における目的物の瑕疵または数量不足についての買主の救済方法を商法上新たに創設する趣旨の規定ではないことを理解できる。~~

~~(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)~~

~~商人間の売買における目的物の瑕疵または数量不足についての買主の売主に対する通知義務の内容、および当該義務に違反した場合の法的効果について、民法と対比しつつ、説明できる。理解している。~~

~~商人間の売買において、目的物の瑕疵または数量不足について買主が救済を求める場合において、当該瑕疵について通知することが、完全履行請求権を含む民法上の救済を受けるための条件であると解されていることを理解できる。~~

~~(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)~~

~~商人間の売買における目的物の瑕疵または数量不足についての買主の売主に対する通知義務に違反した場合であっても、売主が悪意であったときは、通知義務違反の法的効果に関する規定が適用されないものとされている理由について、説明できる。~~

~~(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)~~

~~商人間の売買における買主の検査・通知義務は、不特定物の売買についても認められるかどうかに関する判例・学説の状況を説明できる。~~

~~(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)~~

~~商人間の売買において、直ちに発見し得ない瑕疵を受領後6ヶ月以内に発~~

~~見し通知しなかったとき、買主は、当該売買契約に基づき、瑕疵担保責任等を追及し、または完全な給付を請求できるかどうかに関する判例・学説の状況を説明できる。~~

~~(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)~~

~~商人間の売買において、売買の目的物に瑕疵があるとき、買主は商法5-2-6条の規定に基づいて代金減額請求をすることが可能かどうかに関する判例の状況を説明できる。~~

~~(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)~~

~~商人間の売買において、買主が検査義務を履行した結果、契約が解除された場合に買主に課されている目的物の保管・供託義務の内容および理由について説明できる。~~

~~(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)~~

3-3 交互計算

~~交互計算の意義について、説明できる。存在を知っている。~~

~~古典的交互計算と段階的交互計算の異同について、説明できる。~~

~~(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)~~

~~交互計算不可分の原則の意義およびその射程(第三者に対して対抗することの可否)について、説明できる。~~

~~(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)~~

~~交互計算の計算書の承認(商法5-3-2条)の法的効果および法的性質について、説明できる。~~

~~(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)~~

3-4 匿名組合

~~匿名組合の意義について、説明できる。存在を知っている。~~

~~匿名組合と民法上の組合の異同について、説明できる。理解している。~~

~~(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)~~

~~匿名組合契約と、営業者との間で締結される利益参加型の消費貸借契約との異同について、説明できる。~~

~~(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)~~

~~匿名組合員の出資義務の内容および出資の目的について、説明できる。~~

~~(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)~~

~~匿名組合員が出資した財産の帰属に係る法律関係を説明できる。~~

- (実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)
- ~~匿名組合員の営業者は、匿名組合員に対し、当該営業に関しどのような義務を負うかを説明できる。~~
- (実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)
- ~~営業者の行為に関する、匿名組合員と第三者との間の関係について説明できる。~~
- (実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)
- ~~匿名組合員に貸借対照表の閲覧等請求権ならびに業務および財産状況検査権が認められている理由について、説明できる。~~
- (実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)
- ~~匿名組合員には、営業者の業務を執行する権利や代表する権利が認められていない理由を説明できる。~~
- (実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)
- ~~出資が損失によって減少した場合において、匿名組合員が利益配当を請求することができるための条件について、説明できる。~~
- (実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)
- ~~同一内容の匿名組合契約を締結している匿名組合員相互間の法律関係について、説明できる。~~
- (実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)
- ~~匿名組合員の地位の譲渡の可否および可能である場合の条件について、説明できる。~~
- (実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)
- ~~営業者が匿名組合員に対して負っている義務について、説明できる。~~
- (実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)
- ~~匿名組合の目的たる営業により生ずる利益・損失の分担についての商法の規律について、説明できる。~~
- (実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)
- ~~匿名組合員が匿名組合の営業に関して第三者に対し責任を負うのはどのような場合かについて説明できる。~~
- (実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)
- ~~匿名組合の終子事由およびその清算方法について、説明できる。~~
- (実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

3 - 5 仲立営業

- 仲立人とは他人間の商行為の媒介を行うことを業としているものであること及びその具体例を理解しているとともに、「媒介」の意義を例を挙げで説明できる。
- ~~民事仲立人の意義を、結婚仲介業者を例として説明できるとともに、民事仲立人も仲立ちに関する行為を業とすることにより商人となることを理解している。~~
- (実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)
- ~~宅地建物取引業者について、商行為法の規定はどのように適用されるか、またこれを規制する特別法が何であるかを説明できる。~~
- (実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)
- 仲立人と問屋・代理店の異同及びそれぞれの具体例を説明できる。理解している。
- ~~仲立人が負う義務は当事者の双方に対するものであることについて説明できる。~~
- (実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)
- ~~仲立人が負う見本保管の義務、結約書を交付する義務、および帳簿(仲立人日記帳)に関する義務を説明できる。~~
- (実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)
- ~~仲立人が負う氏名黙秘の義務を説明できる。~~
- (実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)
- ~~仲立人が負う自ら履行をする義務(介入義務)を説明できる。~~
- (実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)
- ~~仲立人が有する報酬請求権について説明できる。~~
- (実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)
- ~~仲立人が当事者のための給付を受ける権限を有することについて説明できる。~~
- (実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

3 - 6 問屋営業

- 問屋(といや)の行う取次ぎについて、代理との異同及びそれぞれの具体例を説明できる。理解している。
- ~~問屋の意義を、証券会社を例として説明できる。~~
- (前項において、問屋の存在と具体例を理解していれば足りる。)
- ~~なぜ代理の制度に加えて取次ぎ・問屋の制度が存在するのかを、金融商品~~

~~取引所（証券取引所）における有価証券の売買を例として説明できる。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

~~準問屋の意義を、広告業者を例として説明できる。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

~~簡単な事例を用いて、問屋が相手方と契約を締結することにより、問屋が相手方に対してどのような権利・義務を有することになるのか（商法552条1項）を説明できる。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

~~問屋が相手方との取引により取得した権利は、問屋と委託者との間の関係（内部関係）において、特別の権利移転行為がなくても委託者に移転するか否かについて説明できる（商法552条2項、民法99条1項参照）。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

~~物品の販売の委託を受けた問屋が他の問屋に物品販売を再委託した場合に、はじめの委託者が再委託を受けた問屋に対して直接の権利を取得するか否かについて説明できる（商法552条2項、民法107条2項参照）。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

~~簡単な事例を用いて、問屋が相手方と契約を締結することにより、問屋が委託者に対してどのような権利・義務を有することになるのか（商法557条1項、27条、31条、512条、553条）を説明できる。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

~~委託者と相手方の間の関係について説明できる。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

~~委託者が問屋に売買価格について指示をしていたが、問屋が当該価格（指値）を遵守する義務に違反して販売・買入れを行った場合の法的効果を説明できる。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

~~問屋が委託者の反対当事者となって売買を成立させる場合（介入権）について、それが認められている理由は何か、それが許されるのはどのような場合か、そのような規制がなされている理由は何かを説明できる。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

~~問屋が、相手方との間で取引を行い、それによって得た物品や債権を委託者に引き渡す前に破産した場合に、委託者や問屋の一般債権者は、当該物品等に対してどのような権利を主張することができるかについて、判例・学説の議論を説明できる。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

3-7 運送営業

3-7-1 運送人の意義

~~運送人の意義、運送人の商人性および運送営業の経済的意義について説明できる。~~

（運送契約の法的性質を理解していれば足りる。）

~~海上運送、空中運送は商法上どのように位置づけられているかを説明できる。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

運送契約の法的性質（意義・定義）について説明できる。理解している。

3-7-2 物品運送

~~物品運送の意義について説明できる。~~

（運送契約の意義・定義の理解で足りる。）

~~曳舟（ひきふね）契約が物品運送契約であるかどうかについて説明できる。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

運送状の意義定義及び実際の利用方法について説明できる。理解している。

商法上運送人が負う債務不履行責任について置かれている特則（商法577条～581条、588条、589条、566条）はどのようなものであるか、そのような特則が置かれている理由について説明できる。の存在及び民法との相違を理解している。

~~ローマ法上のレセプツム責任について説明できる。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

~~運送品が延着した場合の運送人の責任に関する学説の状況について説明できる。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

~~運送人が運送品を過失により滅失させたが、荷送人に損害がない場合の運送人の責任に関する判例・学説の状況について説明できる。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

~~商法578条でいう高価品の意義について説明できる。~~

（実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。）

~~高価品の明告がなかった場合でも、運送人が高価品としての損害賠償責任を負う場合についての判例・学説の状況について説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~商法588条2項および商法589条が準用する商法566条3項にいう「悪意」の意味に関する判例・学説の状況について説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~運送人が荷送人に対して債務不履行責任を負う場合に、同時に不法行為の要件も満たされている場合の両請求権の関係に関する判例・学説の状況について説明できる。~~

(民法及び民事訴訟法を理解していれば足りる。)

~~運送人の責任に関する免責約款・責任軽減約款の効力について説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~運送人の履行補助者が負う責任の範囲に関する判例・学説の状況について説明できる。~~

(民法を理解していれば足りる。)

~~運送人の履行補助者も運送人が有する抗弁を援用できる旨の約款条項(いわゆるヒマラヤ条項)について説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~運送人の報酬請求権について説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

運送人が有する留置権(商法589条、562条)、先取特権(民法318条)、運送品についての供託・競売権(商法585条~587条)について説明できる。民法との相違を理解している。

荷送人・貨物引換証の所持人が有する運送品の処分権について説明できる。理解している。

(但し、運送契約の意義の理解の一環で足りる。)

荷受人の地位および荷受人が運送の進展とともにどのような権利・義務を取得・負担するかについて説明できる。理解している。

(但し、運送契約の意義の理解の一環で足りる。)

3 - 7 - 3 相次運送

~~相次運送(商法579条)の意義について説明できる。~~

(条文を見つければ足りる。)

3 - 7 - 4 貨物引換証

貨物引換証について、その意義、船荷証券との異同、貨物引換証の所持人の地位がどのようなものであるか、および貨物引換証がどのような性質を有する有価証券であるかについて説明できる。存在及び基本的効力の内容を理解している。

~~貨物引換証の債権的効力としてどのようなものがあるか説明できる。~~

(貨物引換証の意義を理解していれば足りる。)

~~貨物引換証の文言証券性と有(要)因証券性の関係についての判例・学説の状況について説明できる。~~

(貨物引換証の意義を理解していれば足りる。)

~~貨物引換証の物権的効力(商法575)、処分証券性(商法573条)について説明できる。~~

(貨物引換証の意義を理解していれば足りる。)

~~仮渡し、保証渡しの意義・効力について説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~貨物引換証の物権的効力(商法575条)の法的性質について説明できる。~~

(貨物引換証の意義を理解していれば足りる。)

3 - 7 - 5 旅客運送

旅客運送の場合、旅客運送人が旅客に対して負う債務不履行責任についてどのような規制がなされているか、そのような規制がなされている理由について説明できる。民法との相違を理解している。

~~旅客運送人が旅客の手荷物に関して負う債務不履行責任についてどのような規制がなされているか、そのような規制がなされている理由について説明できる。~~

(旅客に対する責任を理解していれば足りる。)

3 - 8 運送取扱営業

運送取扱営業の意義・定義について説明できる。理解している。

~~運送取扱人の権利・義務について説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

~~運送取扱人の有する介入権の行使要件について、問屋の介入権との違い、およびそのような違いがある理由について説明できる。~~

(実務家養成教育のミニマムレベルのものではない。)

3 - 9 寄託

3 - 9 - 1 総則

~~商人がその営業の範囲内で寄託を受けた場合に負う注意義務の程度について説明できる。意義・定義を理解している。~~

3 - 9 - 2 倉庫営業

~~倉庫営業の法的小よび経済的意義、倉庫営業者の商人性について説明できる。それぞれの意義・定義を理解している。~~

~~倉庫寄託契約の法的性質について説明できる。~~

~~程度について説明できる。~~

~~倉庫営業者が有する権利について説明できる。~~

~~程度について説明できる。~~

~~倉庫営業者が負う債務不履行責任に関して置かれている商法上の特則について説明できる。~~

~~程度について説明できる。~~

~~寄託者の倉庫営業者に対して有する権利、負う義務について説明できる。程度について説明できる。~~

~~いわゆる倉庫証券が発行されている場合の証券所持人の保管料支払義務に関する判例・学説の状況について説明できる。~~

~~程度について説明できる。~~

~~いわゆる倉庫証券にはどのような種類のものがあるか説明できる。~~

~~程度について説明できる。~~

~~複券はどのような場合に用いられるか説明できる。~~

~~程度について説明できる。~~

~~倉庫証券における「不知約款」の効力に関する判例・学説の状況について説明できる。~~

~~程度について説明できる。~~

~~荷渡指圖書の意義について説明できる。~~

~~程度について説明できる。~~

3 - 9 - 3 場屋営業

~~場屋営業の意義について説明できる。存在を知っている。~~

~~場屋営業者が負う債務不履行責任について商法上置かれている特則はど~~

~~のようなものであるか、そのような特則が置かれている理由について説明できる。~~

(条文を見つけることができれば足りる。)

以上